

行政いばらき

新春号

令和7年2月
2025 No.278

Ibaraki Certified Administrative Procedures Legal Specialists Association



筑西市 ダイヤモンド筑波

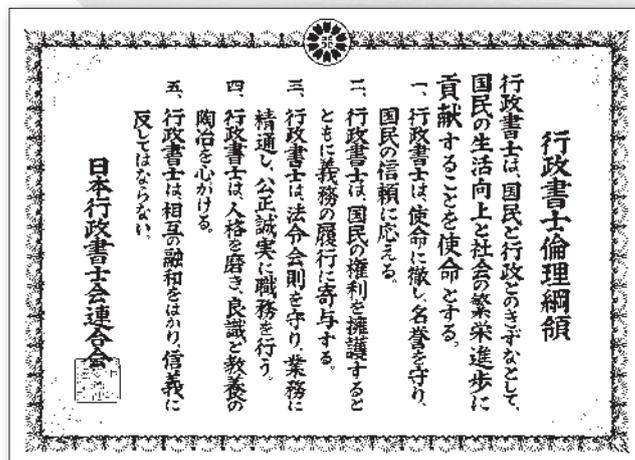
TOPIC

- 謹んで新年のご挨拶を申し上げます
- 新年のごあいさつ



茨城県行政書士会

ごあいさつ	01
災害協定締結	09
各部から <small>総務部／国土農地・建設部／運輸交通部／環境部／保健風営部／国際部／市民法務部／会員指導委員会／ 封印管理委員会／法教育推進委員会</small>	11
通知・通達	28
研修のご案内	29
支部だより <small>水戸支部／県南支部／県西支部／県北支部／鹿行支部</small>	32
関地協	48
政治連盟ニュース	50
第10回 人★インタビュー Season2	53
コスモスいばらき	55
会員の動き <small>新入会員の紹介／会員名簿・追加分／会員の退会／変更届／法人会員／現在会員数</small>	57
本会の動き・マンスリーレポート	59
重要なお知らせ	61
事務局より	63
編集後記	67





「真に求められる行政書士を目指して」 — 社会貢献への取り組み —

茨城県行政書士会

会長 古川 正美

会員の皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、日頃より本会の運営に対しましては深いご理解と大変なご協力を賜りまして誠にありがとうございます。心より御礼申し上げます。

さて、昨年、1月1日に発災した能登半島地震によって、改めて災害は何時、何処でどのように起こってもおかしくないということを思い知らされました。

また、災害が発生したときに行政書士として何ができるのか、或いは何をしなければならないのかを考え直す契機となりました。茨城会では既に県内の30を越す自治体と災害時における支援協力協定を締結しておりますが、協定の内容はいずれも被災自治体からの要請に基づいて支援体制を整えるものとなっております。

しかしながら、実際に被災した自治体の状況を見てみると、被災時は自治体側も相当の混乱をきたしており、早期に協定に基づく支援を要請する余裕がないというのが実情だと思えます。

被災状況によっては様々なアプローチを検討しなければなりませんし、また実際に災害発生時に何ができるのかを平時から研究し、協定締結自治体担当者と情報共有を図っていくことが重要と考え、今後、災害時の活動組織とは別個の平時の活動組織を設置していきたいと思えます。

また、行政のデジタル化への対応も喫緊の課題であります。

コロナ禍によって発生したデジタル社会の流れは益々加速していくものと思われ、事実昨年12月には健康保険証の新規発行が停止されてマイナ保険証に一本化し、今年3月からは希望者のみではありますが、運転免許証とマイナンバーカードが一体化したマイナ免許証を取得することができるようになります。

このようにデジタルサービスはより使いやすくなり、その機能についても拡大していくことが予想され、政府の目指すデジタル・ディバイド（情報格差）のない、だれ一人取り残すことのないデジタル社会実現のために我々行政書士が果たす役割は非常に重要であり、そのことを会員一人一人が自覚して頂きたいと思えます。

デジタル化社会における士業の役割は法に規定するとおり今後も変わることはないと思われませんが、デジタル社会において資格者としての機能をいかに発揮することのできる、市民の皆様にも真に求められる行政書士となれるよう、会員の皆様の資質やスキルの向上に努めていきたいと思えます。

これまで茨城会において長年取り組んでまいりました法教育についても引き続き実施していきたいと思っております。

「街の法律家」である行政書士の立場から児童・生徒或いは教職員に対して出前授業を実施し、決まりを守ることの大切さ（法令順守）を行政書士ならではの目線で伝えていければと思っております。

現在茨城会では、県内各地で定期的に対面による無料相談に応じており、また毎週木曜日には電話による無料相談所も開設しておりますが、今後も引き続きこのような取り組みを継続し、市民の皆様の幅広いニーズに応えるべく、法情報の提供に努めてまいりたいと考えております。

行政書士を含む士業全般を取り巻く状況は今後予断を許さないことも予想され、我々行政書士が一丸となって行動しなければなりません。

会員の皆様には何卒ご理解の上、ご協力を賜りたくお願い申し上げますと共に、併せて皆様の益々のご活躍を心より御祈念申し上げまして、年頭のご挨拶と致します。



新年のご挨拶

茨城県知事
大井川 和彦

新年あけましておめでとうございます。

皆様には新春を健やかに迎えのとお慶び申し上げます。

茨城県行政書士会の皆様には、日頃から、本県の円滑な行政運営に多大なるご支援、ご協力を賜っておりますことに、厚く御礼申し上げます。

昨年は、約30年ぶりに株価が史上最高値を更新し、高水準の賃上げが実現するなど、我が国経済がデフレ脱却への転換点を迎えた一方、「2024年問題」など、様々な場面で人手不足の影響が顕在化しました。

急激な人口減少をはじめ、物価高騰、頻発化・激甚化する自然災害など、私たちを取り巻く社会情勢は急激に変化しており、乗り越えなければならない課題も山積しています。

私は就任以来、この激動の時代の到来を見据え、その荒波を乗り越えるため、「挑戦」「スピード感」「選択と集中」の3つの基本姿勢のもと、先手先手で、困難な課題にも躊躇することなく果敢に挑戦してまいりました。

その結果、昨年公表された2021年度の県民経済計算の推計結果において、本県の経済成長率は国を大幅に上回り、1人当たりの県民所得は過去最高の全国第3位となりました。

また、県外企業立地件数は7年連続で全国第1位となったほか、総務省の人口動態調査では、過去5年間にわたり外国人を含めた人口の「社会増加数」、「増加率」ともに全国上位で推移するなど、本県が人口減少に打ち勝つための重要な成果が次々と表れてきております。

本年は、加速度的に進む人口減少による危機を乗り越えていくため、人口の「社会増」に焦点を当て、国内外から「茨城に住みたい、住み

続けたい」人が大いに増える「選ばれる茨城」づくりに、全力で取り組んでまいります。

まず、豊かで経済力のある社会の構築に向け、本県の生産性を更に向上させるため、適切な価格転嫁と賃上げの両立により経済が好循環する環境づくりを進めていくとともに、利益率の高い職場を創出するための戦略的な企業誘致や、差別化と高付加価値化による儲かる農林水産業の実現などを加速させてまいります。

また、安心安全につながる生活基盤の充実に向け、医療や福祉、防災・減災対策に力を入れますとともに、多様な人材が活躍する社会の実現を目指し、魅力ある教育への改革を進めるほか、深刻な労働力不足を踏まえ、優秀な外国人材の確保・育成や生活・教育環境の整備に力を入れてまいります。

こうした中、茨城県行政書士会の皆様におかれましては、市町村と連携した被災者支援体制づくり、小中学校における法教育の実施や各地における無料相談会の実施など安心安全につながる生活基盤の充実などにご尽力いただきありがとうございます。県といたしましても、大変心強く感じております。

行政に対する県民ニーズがますます複雑化・多様化し、社会のデジタル化が急速に進む中、県民の権利・利益の保護や、行政手続の円滑化を通じて本県の持続的な発展が実現するよう、皆様方には、引き続き、住民と行政との架け橋として、なお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、茨城県行政書士会のますますのご発展と、皆様方のご健勝とご多幸をお祈りしまして、新年の挨拶といたします。



令和7年 日本行政書士会連合会 会長年頭所感

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊

令和7年の新春を迎え、謹んで御挨拶を申し上げます。

茨城県行政書士会及び会員の皆様におかれましては、日頃から本会の事業推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、皆様方が住民や自治体からの期待に応じて、行政書士制度の発展のために日夜御尽力をいただいておりますことに対しまして重ねて御礼申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、元日の能登半島地震に始まり、9月には東北地方や石川県能登地方に大きな被害をもたらした記録的な豪雨など多くの災害が発生し、心が痛むことがたくさんございました。また、初めて「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されるなど災害に対する備えの重要性にも改めて痛感させられました。

本会では、これまで大規模災害の発生時には、行政書士ならではの被災者支援活動を行ってまいりました。その継続した取組が国や自治体等にも広く認められ、その結果の一つとして、昨年9月には、内閣府からの提案を受けて、「大規模災害時の被災自治体への支援に関する内閣府と日本行政書士会連合会との連携協定」の締結に至りました。本会では、この連携協定の締結を受けて現在募集中の「災害復興支援ボランティア」を「災害復興支援員」（仮称）に改組することを検討しており、大規模災害の発生時には、これまで以上に住民や自治体の皆様のお役に立てるようになるものと確信しています。

そして、日行連の喫緊の課題は、「デジタル社会に機能する行政書士制度の確立」です。現在は、令和5年9月にデジタル庁との間で締結した連携協定に基づき、「誰一人取り残されないデジタル社会」の実現のために、行政書士がデジタル社会において国民と行政の架け橋としての役割を果たすための各種施策を進めてい

るところです。また、行政書士が国民の期待に応え、国民の権利利益の実現に資することができるよう、行政書士法の改正も目指しています。そのためには、行政書士一人ひとりがあらゆるデジタル分野についての知見を身に付け、社会のデジタル化をリードしていく存在になる必要があると考えます。

本会のデジタル化への取組として、単位会も利用可能となる新たな「行政書士会員管理システム」が、昨年10月から稼働いたしました。このシステムは、日行連・単位会事務局の登録関係事務削減や、会員による新規又は変更登録等のオンライン申請等を目指したものです。今後、段階的に会員からの申請・届出を開始するとともに、オンラインによる各種行政手続等において行政書士の資格証明が行えるよう、デジタル庁が開発する「国家資格等情報連携・活用システム」との連携に向け、環境整備も進めてまいります。

私は、日頃から行政書士は、国民の皆様が不安や困りごとに直面したときに身近な相談役として想起いただける存在になるべきだと考えています。そして、そのためには「“そうだ、行政書士に相談しよう！”という気運を高めよう！！”という活動理念の下、私たち行政書士がいち早くあらゆるデジタル化に対応して、地域社会の発展を支えていく意識を持ち、国民の皆様が必要と思ってもらえる存在であり続けることが肝要です。

今後とも皆様方と連携・協力して行政書士制度の更なる発展を目指してまいりますので、引き続き御理解と御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

最後に、この新しい年が平和で、災害の少ない、安寧な年となりますとともに、皆様方にとって実り豊かな飛躍の年となりますことを祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。



茨城県行政書士会
名誉会長 國井

豊 (大洗町長)

会員の皆さん、お健やかに輝かしい新春をお迎えることと、お慶び申し上げます。

昨年12月に茨城県行政書士会と大洗町は、町民の安全・安心な暮らしの確保に資することを目的として包括連携協定を締結いたしました。

大洗町では、相続手続きのご負担を軽減できるように予約制のおくやみ窓口を設置し、ワンストップでの手続きを行なっておりますが、過半の方々から専門的知識を必要とすること相談があり、そのニーズに体系的にお応えするため、希望される方に茨城県行政書士会をご紹介します、連携を図っていくという内容です。

あわせて、災害時支援も盛り込まれており、被災者支援相談窓口の開設など強力にバックアップしていただきます。

東日本大震災、常総市や境町の大雨豪雨災害、水戸市等での那珂川決壊による災害に際し、立ち上がった行政書士の勇姿は、「頼りになる存在」、「人にやさしい存在」、「地域社会と共に歩む存在」として大きな信頼と実績を得ることにつながりました。被災者の皆さんの痛みを受け止めながら、人や地域に真摯に寄り添った会を挙げた様々な支援活動は、今も私の胸に深く刻まれており、不幸ゼロを目指す私の町政運営の土台となっております。

最近さらに、行政書士の社会貢献が注目されています。成年後見制度への支援、学校教育における法教育の推進、平常時から災害時まで積極的な相談会の取り組みなど、社会の変化に合わせて常に進化・発展し続けております。

既成概念、固定観念、経験則を捨て去り、これからも人々の負託に応え、生活の向上と社会

の発展に寄与していくことが、私たち行政書士に期待される重要な役割です。

私も行政書士制度の発展と行政書士の地位向上に貢献できるよう古川正美会長を誠心誠意サポートしてまいりますので、今後も変わらぬご支援・ご指導をお願い申し上げます。

結びに、古川正美会長をはじめとする会員の皆さんにとりまして、実り豊かな飛躍の年となりますようお祈り申し上げ、年頭のご挨拶いたします。



顧問御挨拶



顧問
岡田 広

新年明けましておめでとうございます。

茨城県行政書士会のみなさまにおかれましては、健やかに新春をお迎えのことと謹んでお慶び申し上げます。

昨年、元日に発生した令和6年能登半島地震において亡くなられた方々にお悔やみを、被災された方々にお見舞いを申し上げます。震度5以上の余震も数多く発生しその度に心理的な負担があったことは、東日本大震災を経験した私たちには想像に難くありません。

被災地である石川県では同県行政書士会の向井会長のもと電話相談窓口の設置など被災者支援活動に取り組まれました。日行連も対策本部を設置して情報収集にあたり、石川県行政書士会の支援活動を一部担当するなど連携体制をとったそうです。

石川県と同県行政書士会との間には災害協定が締結されていました。この災害協定について当会では平成24年7月の北茨城市に始まり、水戸市、行方市などと順次締結、昨年は石岡市、古河市とも協定を結びました。締結して終わりではなく、これが災害時への備えの始まりであると認識を新たに気を引き締めてたいところです。

さて、昨年は政界でも激震が走りました。衆院選において3年間の岸田政権、石破新総理総裁、「政治とカネ」問題など自民党に対して有権者の厳しい判断が下されました。少数与党のかじ取りが難しい中で今夏は参院選があります。短い期間で自民党は立て直せるのか、野党はどうか。選挙区・比例区ともにどの候補者に6年間の任期を託すべきかご判断をいただければ幸いです。

行政書士業を通して平時から市民生活を支えるみなさまに感謝を申し上げるとともに、古川正美会長を中心にみなさまのご健勝ご活躍により当会がさらに発展しますようお願い申し上げます。新春のあいさつといたします。



衆議院議員
田所 嘉徳

新年明けましておめでとうございます。

茨城県行政書士会の皆様方におかれましては、清々しく初春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

まず、昨年10月の衆議院議員総選挙におきまして、皆様方の多大なるご支援を賜りましたことに心より御礼申し上げます。お陰様をもちまして、引き続き国政の重責を担うこととなりました。これまでの経験を活かし、「郷土と国政の架け橋」として地域に貢献するとともに、特定行政書士の衆議院議員として、行政書士制度の更なる発展のために力を尽くす所存です。

さて、近年、我が国では、自然災害が激甚化・頻発化しております。このような中、茨城県行政書士会では、円滑な災害時支援の実績を重ねるとともに、県内市町村との災害時における被災者支援協力協定の拡大に取り組まれており、大変心強く思っております。

令和6年9月には、日本行政書士会連合会と内閣府との間で、大規模災害時の被災自治体への支援に関する連携協定が締結されました。この協定により、茨城県行政書士会でも自治体との連携が更に緊密なものとなり、より迅速かつ円滑な被災者支援につながることが期待されております。

また、「誰一人取り残さない」デジタル社会の実現への貢献も重要です。令和5年9月には、日本行政書士会連合会とデジタル庁との間で、「誰一人取り残さない」デジタル社会の実現に向けた相互協力について連携協定が締結されました。行政書士の皆様には、既に、マイナンバーカードの普及促進やデジタルデバイドの解消に向けた支援など、様々なご協力をいただいております。

社会全体のデジタル化がより一層加速する時代だからこそ、皆様方におかれましては、新しい社会に的確に対応するとともに、引き続き住民に寄り添い、地域に必要とされる存在としてご活躍いただきますようお願いいたします。

私も、地域の声を国政に届けるべく精一杯活動するとともに、デジタル社会に対応した行政書士法の改正の実現など、行政書士の皆様方が更に活躍できる環境の整備に尽力してまいります。

結びに、茨城県行政書士会の益々の発展と会員の皆様方の一層の飛躍を心よりご祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。



参議院議員
加藤 明良

新年明けましておめでとうございます。茨城県行政書士会の皆様方におかれましては、輝かしい新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。日頃より県民の身近な法律家として、地域と行政の橋渡しに取り組んで頂いておりますことに心より感謝申し上げます。また昨年11月に第二次石破内閣発足に伴い、経済産業大臣政務官・内閣府大臣政務官を拝命し、我が国の投資・賃上げの促進、エネルギー・GX政策、大阪・関西万博の準備推進等に取り組んで参ります。

行政書士の皆様の業務範囲は年々拡大・変化しています。2023年に施行された「行政書士法の一部を改正する法律」によって、新たな業務を行うことができる可能性が増えました。これらの法改正は、行政書士の専門性や社会的役割を高めるものであり、依頼者のニーズに応えるものです。また今後も、行政書士の業務範囲は外国人の増加や国際化、社会の変化に伴って見直される可能性があります。

今後ますます高齢者の人口割合が増え、少子・超高齢化が進みます。遺産相続や遺言書の作成などの法的な手続きや、それらの法的な悩みや相談、サポートなど、業務行政書士の皆様の役割がますます高まるものと拝察いたします。県民に一番身近な街の法律家として、これからもさらに安心・安全な社会の実現に貢献していただけると確信しています。

本年は「巳年」です。蛇は脱皮する姿から復活と再生、永遠を連想させるため、新しい挑戦や変化に対して、前向きな姿勢を示す年とも解釈されます。2025年は「乙巳（きのとみ）」で、「努力を重ね、物事を安定させていく」といった縁起の良さを表していると言われています。

日本社会がより安寧でありますこと、また本年が茨城県行政書士会の皆様に取りましてより良い年でありますこと、貴会の益々のご発展と会員皆様のご健勝ご多幸を心よりお祈り申し上げ、新年に寄せるご挨拶と致します。



茨城県議会議員
八島 功男

新年あけましておめでとうございます。皆さま方には、穏やかで清々しい新春をお迎えのことと存じます。

本年もまた、敬愛する古川正美会長のリーダーシップのもと、茨城県行政書士会会員の皆さまが、茨城県内各地で地域に密着し、県民の生業の様々な課題を解決されるお姿を思い心からの尊敬と敬意を表します。

昨年は、国内外ともに激動の1年でありました。なかでも世界の政治状況は急変し、ポピュリズム（大衆迎合主義）の台頭などにより人心のあり様が揺れ動き混乱の様相が見受けられました。

日本においても秋の衆院選では、自公連立政権は少数与党となり、野党はいつでも内閣不信任案の可決が可能になりました。それは、逆説的に、野党の政権担当能力が試される政治状況の到来とも言えましょう。政治の安定感、与野党の熟議と合意に委ねられることを国民は選択したと申し上げなければなりません。

さらには激甚化と広域化する自然災害への取組みも重要です。次なる感染症の猛威は人類の生存をかけた挑戦と応戦になるかもしれません。私たちは、安寧な日常を求めて新しい価値創造の歩みを進めて参りたいと思います。

私は、サステナブル（持続可能性）とレジリエンス（柔軟な回復力）こそ新時代に必須の理念であると考えます。

日々の生活は、多岐にわたる複雑な手続きで縛られ窮屈なことばかりです。ましてや行政手続きの煩雑さは一般市民の理解を超えているのではないのでしょうか。今こそ、私たち市民には寄り添う環境が必要です。思考して、今日もまた県内各地で、県民一人ひとりと行政等の信頼を繋いでくださる行政書士の皆さまの力により、複雑な交渉の解決が成し遂げられていると確信してやみません。皆さま方は、時に顧客の皆さまの人生相談もしているのかもしれませんが。

本年もまた、県民の皆さまの「日常の幸せ」と「生業の成功」のために、皆さまには「街の法律家」としての目線を第一に、福祉と教育、そして地域の安心・安全のためにご活躍ください。

結びに、茨城県行政書士会の益々のご発展と会員諸氏の皆さまのご健勝ご多幸を心よりお祈り申し上げ、新春のご挨拶とさせていただきます。



前茨城県議会議員
星田 弘司

明けましておめでとうございます。茨城県行政書士会の皆様におかれましては、輝かしい新年を迎えるのこととお慶び申し上げます。日頃より、行政書士業務を通じて、本県の行政運営及び地域社会の発展にご尽力いただいておりますことに心より感謝申し上げます。

昨年も、行政書士有志による勉強会にもお声がけいただき、建設業法関連などの諸課題についてご教示いただきました。建設業法、農地法、盛り土や残土条例についてなど、行政書士の皆様の日頃の業務を通じて実際に体験した行政手続き等における課題についてご説明いただき意見交換をして感じたことは、我々も、皆様とともに調査研究をして、現行制度の課題や今後の在り方を学ぶことは、とても重要だということをあらためて感じました。

その勉強会でも課題として挙げられていた中で、産業廃棄物処理業許可の標準処理期間短縮のご要望がありました。いばらき自民党政務調査会による友好団体との県政要望懇談会においても、茨城県議会行政書士会から、同課題のご要望が挙げられていました。関係者のご理解とご尽力をいただき、産業廃棄物処理業の許可申請等の件数が近年増加していることを踏まえ、今年度から、事務の一部を茨城県行政書士会に委託して実施することになりました。行政書士の専門性を活かしながら、県民サービス向上のための取り組みを進めていただけることを心から願っております。

本年は、巳年となります。蛇は脱皮をする生き物であるため、「再生」や「成長」、「変化」を象徴するとされています。巳年は新しいステージに進むための変化が起こりやすい年と考えられています。AIやデジタル技術の進展が社会や経済を大きく変革しています。生成AIの活用が広がり、業務効率化や医療分野での革新が進む一方、倫理や規制に関する議論も活発化しました。時代の変化に伴って、県民のニーズは、益々多様化している中、行政書士としての豊富な知識と経験を発揮していただけることを期待しています。

今後とも、県民の身近な街の法律家として、なお一層ご活躍されますことをご期待申し上げます。結びに、本年が皆様にとりまして希望あふれる輝かしい年となりますことを心からご祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。



茨城県議会議員
小泉 周司

新年明けましておめでとうございます。茨城県行政書士会の皆様におかれましては、令和7年の新春を健やかに迎えのこととお喜び申し上げます。

幅広い業務の研究を通じて、行政手続の円滑化や県民の皆様への利便性の向上などに精力的に取り組まれている皆様方には、新時代に対する期待と不安、長引く景気の低迷、地方の課題を起点とする規制改革等、我々行政書士を取り巻く環境が一層の厳しさを増しており、益々的確で臨機応変な対応が望まれております。

ご周知の通り、昨今におけるデジタル化の進展が進む中、行政書士の役割は一層重要となっております。引き続き、皆様の専門知識と実務経験を活かし、新時代にふさわしい行政サービスの提供にご尽力いただきたいと存じます。また、地域コミュニティの強化と共生社会の実現に向けた取り組みには、皆様の協力が不可欠であり、地域社会との連携を一層強化しながら、共に困難を乗り越えていくことが求められます。

もちろん、地域のニーズに応じた法務サポートや、企業の設立支援、許認可手続の迅速化など、多岐にわたる分野での活動が期待されており、経済活性化が重要な課題となります。加えて、福祉や教育、環境保全にも重点を置き、県民の皆様が安心して暮らせるように取り組んでいくことが大切であると考えております。

私も顧問として、茨城県行政書士会の未来へ向けての展望を広げ、会員の皆様により一層充実した活動を展開できるよう尽力してまいりますので、尚一層のご指導を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、巳年の始まりにあたり、皆様の活動が地域社会においても蛇のようにしなやかで力強い影響をもたらすことを願っております。新しい一年が、皆様の知識と経験を活かし、新たな成果を生む年となることを心よりお祈り申し上げまして、新春のご挨拶とさせていただきます。



水戸市長
高橋 靖

明けましておめでとうございます。

茨城県行政書士会の会員の皆様におかれましては、輝かしい令和7年の初春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、皆様には、日頃から、広範多岐にわたる行政手続きの専門家として、許認可等の申請書類の作成や相談業務などを通じて、市民生活の向上に多大なるご尽力を賜っておりますことに、心から感謝申し上げます。

本市では、令和6年4月から水戸市第7次総合計画「みと魁・Nextプラン」がスタートし、将来にわたって発展し、暮らしたいと思える都市の実現に向け、各種施策を積極的に展開しています。

その中でも、水戸の未来を創っていくこどもたちを、まち全体で育てていくことを最重点として、「みとっこ未来プロジェクト」に位置づけた様々な施策に取り組み、こども・子育て支援の更なる充実を図っています。また、若い世代に選ばれるまちとしていくために、豊かな暮らしを実現する経済の発展へ向けた政策を着実に推し進めるとともに、水戸らしさを生かしたにぎわいの創出と交流人口の増加にも、力を入れて取り組んでまいります。

人口減少社会の到来や地球温暖化、デジタル化など、社会の変化は著しく、時代とともに移り変わる価値観や市民ニーズが複雑・多様化していく中で、幅広い業務範囲を有する行政書士の皆様が、日々研さんを積み、法教育の推進や市役所等での無料行政相談、災害時における被災者支援など、多岐にわたる貢献活動を展開されておりますことは、本市にとりましても、大変心強いものであります。今後も、皆様の持つ豊富な専門知識と経験を生かし、更にご活躍されますことをご期待申し上げます。

本年も、みと魁・Nextプランに掲げた将来都市像「こども育む 暮らし楽しむ みらいに躍動する 魁のまち・水戸」を目指し、各種施策を推進してまいりたいと考えておりますので、皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、茨城県行政書士会のますますのご発展と、本年が会員の皆様にとりまして飛躍の年となりますことをお祈り申し上げまして、新年の挨拶といたします。



古河市と茨城県行政書士会との 「災害時における支援協力に関する協定」の締結について

茨城県行政書士会では、災害時における支援協力に関する協定を、下記により古河市と締結いたしました。

これは、先の東日本大震災を踏まえ、大規模災害発生時に市からの要請に応じ、本会の県西支部が窓口となり、本会が直ちに無料相談窓口を設置するなど、行政書士業務により被災者支援を行おうとするものです。

記

○ 古河市との災害協定について

- 1 支援協力に関する協定締結日： 令和6年10月30日
- 2 協定締結の状況

古河市役所において、針谷力市長と古川正美本会会長が協定書に調印を行いました。

出席者 古河市側 針谷市長、飯岡消防防災課長

本会側 古川会長、増戸副会長兼県西支部長、下条本会理事兼県西支部副支部長、
中林県西支部理事

○ 災害協定の主な内容

本会は、市の要請により無償で次の業務を行う。

- ① 被災者支援相談窓口の開設
- ② 市への本会会員の派遣
- ③ その他、被災者支援のために市が必要とする事業への協力
- ④ 支援要請手続及び連絡調整については、原則として茨城県行政書士会県西支部を經由して行う。

○ 茨城県行政書士会が、既に災害時における被災者支援協力のための協定を締結した自治体（31市町村）

北茨城市（H24年7月）、水戸市（H26年5月）、行方市（H26年7月）
 日立市（H26年8月）、東海村（H26年8月）、常陸太田市（H26年10月）
 那珂市（H26年10月）、城里町（H27年4月）、つくば市（H27年7月）
 潮来市（H27年11月）、龍ヶ崎市（H27年11月）、鉾田市（H27年12月）
 神栖市（H27年12月）、鹿嶋市（H28年1月）、かすみがうら市（H28年2月）
 笠間市（H28年2月）、境町（H28年9月）、守谷市（H28年11月）
 牛久市（H29年4月）、常総市（H29年4月）、利根町（H30年3月）
 下妻市（H30年7月）、つくばみらい市（H30年8月）、稲敷市（H31年1月）
 阿見町（H31年2月）、高萩市（H31年3月）、結城市（R2年7月）
 筑西市（R2年9月）、桜川市（R4年4月）、八千代町（R5年10月）
 石岡市（R6年7月）



調印式の様子

災害時における支援協力に関する協定

古河市（以下「甲」という。）及び茨城県行政書士会（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の区域内（以下「市内」という。）で地震、大雨、暴風、洪水その他の原因による大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者支援のための行政書士による支援業務（以下「行政書士業務」という。）を相互に協力して実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に災害対策本部を設置し、かつ、市内で災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合において、行政書士業務の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができる。

（協力業務の範囲）

第3条 甲の要請により乙及び乙の会員が行う行政書士業務（以下「協力業務」という。）は、行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び第1条の3に規定する業務並びに同業務を実施するために必要となる次に掲げる業務とする。

- (1) 乙による被災者支援相談窓口の開設及び運営
- (2) 甲への乙の会員の派遣
- (3) 前2号に掲げるもののほか被災者支援のために甲が必要と認める業務

（要請の手続等）

- 第4条 第2条の要請は、災害協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により要請することができる。
- 2 甲は、前項ただし書の規定による要請をしたときは、当該要請の後、速やかに災害協力要請書を乙に提出しなければならない。
- 3 甲及び乙は、協力業務に支障が生じないよう、連絡体制、連絡手段等について連絡担当者届（様式第2号）により平常時から連絡調整に努めるものとする。
- 4 前3項の規定に基づく手続及び連絡調整は、原則として乙の県西支部を経由して行うものとする。

（実施報告）

第5条 乙は、実施した協力業務の件数、対象者、相談内容等について、甲から求められたときは、協力業務報告書（様式第3号）により報告するものとする。この場合において、当該報告は、行政書士が法令上遵守すべき守秘義務に反しない範囲において行うものとする。

（費用の負担）

第6条 協力業務において必要となる人件費及びその他の経費は、乙が負担するものとする。

（相談者の負担）

第7条 協力業務は無料とし、相談者は負担を負わないものとする。

（災害の補償）

第8条 協力業務を行う際に、乙の会員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、甲はその責を負わない。

（協議事項）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に関して疑義が生じたときは、甲乙が協議し処理するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、この期間が満了する1月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、有効期間満了の日の翌日から1年間この協定を継続するものとし、以後もまた同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、この協定の有効期間であっても、合意の上、この協定を廃止させることができる。

この協定を証するため、本書2通を作成し、各1通を保有する。

令和6年10月30日

甲 茨城県古河市下大野 2248 番地



古河市長 針谷 力

乙 水戸市笠原町 978 番地 25 茨城県開発公社ビル5階

茨城県行政書士会



会長 古川 正美

◎ 総務部

部長 大澤 泰弘

令和6年度 行政書士試験報告

内 容： 去る令和6年11月10日(日)水戸駅近傍の駿優教育会館において、令和6年度の行政書士試験を実施いたしました。申込者数は昨年より19名増の793名となりました。受験者は647名で、全国平均より若干高い81.59%の受験率となりました。

昨年より新型コロナウイルス対策はすべて解除されましたが、体調不良の受験生もなく無事に終了することができました。

駿優教育会館を試験会場とするのは3回目となり、大きなトラブルもなく試験を実施できたことは、皆様方のご協力の賜物と厚く御礼申し上げます。誠に有難うございました。



[重要] 会費請求月の変更について

本年5月29日に開催しました令和6年度定時総会において、茨城県行政書士会会則の一部が改正され、「別表第1(会則第6条の2 第6条の4 第14条)備考2について、会費の納入を別途総会の議決を経て定めた内容によるものとする。」となり、「会費は毎年原則として4月、8月、12月の月の末日までに当該月を含む4月分の会費を前納するものとする。但し、この決定は、令和7年4月から適用するものとする。」と可決されました。

会則の一部改正につきましては、令和6年7月3日付けで茨城県知事より認可がございましたのでお知らせいたします。

会員の皆様におかれましては、何卒、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

	改正前 (令和7年3月まで)	改正後 (令和7年4月から)
会費請求月	4月・7月・10月・1月 (年4回)	4月・8月・12月 (年3回)
1回あたりの 会費請求額	3カ月分 15,000円	4カ月分 20,000円

※1カ月分の会費(5,000円)に変更はありません

◎ 国土農地・建設部

部長 下条 威之

土浦市農業委員会窓口での立会調査

- 日 時**：令和6年8月23日(金) 午後1時～午後4時
場 所：土浦市農業委員会窓口（土浦市役所 4階）
担 当 者：石神国土農地・建設副部長、高谷県南支部理事
内 容：農業委員会事務局へ許可申請書等を持参する方に、本人申請か代理申請かを確認し、代理申請の場合は何の代理権限に基づいているのかを聞き取り、行政書士法遵守についての注意喚起を行いました。
結 果：6件の聞き取り。
 本人申請 1件、代理申請 5件



第2回 業務研修会（第一部）

- 日 時**：令和6年10月15日(火) 午後1時30分～午後2時50分
場 所：開発公社ビル会議室 4階 大会議室
講 師：ワイズ公共データシステム株式会社 取締役 荻原 隆仁 様
参 加 者：55名
内 容：経営事項審査申請は、建設業者の事業年度における総合的な評価を点数化する作業であり、その点数は、入札参加資格の格付けにおいて大事な客観点数の根拠となるものです。
 経営事項審査申請は、われわれ行政書士にとっても重要かつ継続性のある業務ではありますが、改正も頻繁で初心者には中々難しい業務でもありました。
 今回の研修会は、以前のように改正点に焦点を合わせた企画から離れて、初心者向けに経営事項審査申請の基礎を学べる場としました。講師は経営状況分析機関であるワイズ公共データシステム株式会社様から迎え、豊富な資料と共に、第一線の分析機関ならではの貴重な知識をふんだんに散りばめた、非常に密度の濃い研修会となりました。



第2回 業務研修会（第二部）

日時：令和6年10月15日（火） 午後3時～午後4時20分
場所：開発公社ビル会議室 4階 大会議室
講師：茨城県土木部監理課係長（建設業担当） 藤井 隆 様
茨城県土木部監理課主任（建設業担当） 金山 陽祐 様

参加者：62名

内容：来年は、茨城県及び県内共同受付自治体に対し入札参加を希望する建設業者にとって、入札参加資格の格付けが決定される大変重要な年となります。そしてそれを受ける形で11月からは、『令和7・8年度建設工事入札参加資格審査申請』の共同受付が開始されました。

もちろんわれわれ行政書士にとっても大切な業務ですので、今回も担当部署である茨城県土木部監理課の建設業担当者様を講師に迎え、今回の申請における改正点や重要個所を中心に詳細な講義をしていただきました。

毎回の事ですが、ご用意していただいた講義資料の圧倒的な質と量に監理課様のご厚意と期待を感じ、主催者としては大いに感謝を申し上げる次第です。



古河市農業委員会窓口での立会調査

日時：令和6年11月18日（月） 午後1時～午後4時
場所：古河市農業委員会窓口（古河市役所三和庁舎）
担当者：下条国土農地・建設部長、中林県西支部理事

内容：農業委員会事務局へ許可申請書等を持参する方に、本人申請か代理申請かを確認し、代理申請の場合は何の代理権限に基づいているのかを聞き取り、行政書士法遵守についての注意喚起を行いました。

結果：3件の聞き取り。

農地法3条と5条申請(代理)

行政書士(補助者) 1件 農地改良の届出(代理) 行政書士(補助者) 1件 その他 1件



なお、調査にあたりましては、古河市農業委員会様からテーブル等の設備の使用を協力していただきました。

◎ 運輸交通部

部長 佐藤 鉄也

第1回 実務研修会

日 時：令和6年10月16日(水)

午後1時30分～午後4時30分

場 所：茨城県開発公社ビル 1階 中会議室

講 師：運輸交通部担当 橋本副会長

運輸交通部 佐藤部長

運輸交通部 熊山副部長

参加者：21名

内 容：昨年より実施している2部制研修です。第1部は行政書士業務となる運輸交通関係の各種手続きについて紹介し、身近にあるサービス等に係る行政書士の関与について解説をしました。第2部は、行政書士が関わる運輸関係業務の中で代表的なものとして、一般貨物自動車運送事業に係る許認可について実務上の観点も交えて解説しました。



● 環境部

部長 小島 英樹

栃木県行政書士会が実施する産業廃棄物収集運搬業許可申請に係る診断書作成特別研修会への参加

日時：令和6年11月27日(水) 午前9時30分～午後5時

場所：栃木県教育会館

出席者：木村副会長 小島部長

内容：今回で10回目、茨城会から4名の参加がありました。

研修修了者は、栃木県に産業廃棄物収集運搬業許可申請において、申請者が経理的基礎を有しない場合に必要となる経営診断書を作成提出できる行政書士になることができます。

研修開始前は、産業廃棄物収集運搬業許可申請について、栃木会と情報交換を行いました。

● 保健風営部

部長 高谷 真一

第1回 業務研修会

日時：令和6年10月29日(火) 午後1時30分～午後3時30分

場所：茨城県開発公社ビル 1階 中会議室

講師：(公財)茨城県暴力追放推進センター専務理事 富澤 実様
水戸支部 小野寺 裕一会員

参加者：15名

内容：研修は二つのパートで構成し、前半は(公財)茨城県暴力追放推進センター専務理事 富澤 実氏より不当要求対応の基本的事項についての講義を戴き、後半は小野寺裕一会員より、風俗営業許可申請・届出の基本的事項について茨城県行政書士会発行の「新訂版 風俗営業許可申請・届出手引書」と小野寺講師による補訂資料をもとに講義を戴きました。受講された会員各位の今後の業務の一助となれば幸いです。

※講義に使用した「手引書」は当会事務局にて購入可能です。



◎ 国際部

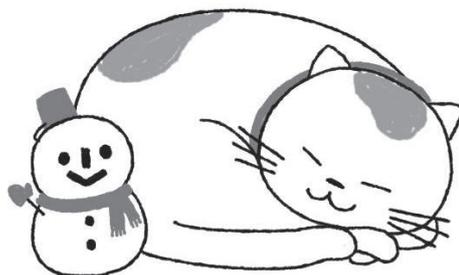
部長 佐藤 雄太

第2回 業務研修会（前半）

日 時：令和6年11月26日（火） 午後1時30分～午後2時30分
 場 所：茨城県開発公社ビル 1階 中会議室
 講 師：国際部担当 橋本副会長
 参加者：32名
 内 容：身分系在留資格の概要

第2回 業務研修会（後半）

日 時：令和6年11月26日（火） 午後3時～午後4時30分
 場 所：茨城県開発公社ビル 1階 中会議室
 講 師：国際部担当 橋本副会長
 参加者：32名
 内 容：身分系在留資格の事例解説



出入国在留管理庁ホームページ「補完的保護対象者認定制度」より抜粋 (出典元 https://www.moj.go.jp/isa/refugee/procedures/07_00037.html)

補完的保護対象者認定制度

第1 補完的保護対象者認定制度の概要

日本は、1981年に「難民の地位に関する条約」(以下「難民条約」という。)、1982年に「難民の地位に関する議定書」に順次加入し、同条約・議定書上の難民に該当する外国人を難民として認定し適切な保護を行ってきました。一方で、近年、紛争避難民のように、迫害を受けるおそれがある理由が、難民条約上の5つの理由である人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見のいずれにも該当せず、条約上の「難民」に該当しないものの、保護を必要とする外国人が存在しています。

このような、条約上の「難民」ではないものの「難民」と同様に保護すべき紛争避難民などを確実に保護する制度として、2023年12月1日より、補完的保護対象者の認定制度が開始されました。

「補完的保護対象者」とは、難民条約上の難民以外の者であって、難民の要件のうち迫害を受けるおそれがある理由が人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見であること以外の要件を満たすものであり、補完的保護対象者の認定手続とは、外国人が補完的保護対象者に該当するかどうかを審査して決定する手続です。

第2 補完的保護対象者の認定を受けた外国人が享受できる権利又は利益

補完的保護対象者の認定を受けた外国人は、次のような権利又は利益を受けることができます。

1. 安定した在留資格の付与
補完的保護対象者の認定を受けた外国人には、難民の認定を受けた外国人と同様、原則として在留資格「定住者」が付与されます。
2. 永住許可要件の一部緩和
在留資格を有する外国人が永住許可を受けるためには、
 - (1) 素行が善良であること
 - (2) 独立の生計を営むに足る資産又は技能を有することの2つの要件を満たし、かつその者の永住が日本国の利益に合すると認められなければならないとされています。
しかし、補完的保護対象者の認定を受けて在留する外国人は、このうち(2)の要件を満たさない場合であっても、法務大臣の裁量により永住許可を受けることができます。
3. 定住支援プログラムへの参加
補完的保護対象者の認定を受け、希望する外国人は、日本で自立して安定した生活を送ることができるようになることを目的とした定住支援プログラムに参加できる場合があります。
定住支援プログラムについては、「[補完的保護対象者等への支援について](#)」をご覧ください。

※補完的保護対象者の認定を受けた外国人は、難民の認定を受けた外国人が交付を受けられる難民旅行証明書の交付を受けることはできませんが、再入国許可書の交付を受けることはできます。

第3 補完的保護対象者認定手続

1. 申請手続
 - (1) 申請に必要な書類・申請方法・申請先
[申請に際しての必要書類、申請方法、申請先についてはこちら。](#)
 - (2) 補完的保護対象者であることの立証
補完的保護対象者の認定は、申請者から提出された資料や、申請者の供述等に基づいて行われます。したがって、申請者は、補完的保護対象者であることについて、自ら立証することが求められます。
なお、申請者の提出した資料のみでは十分な立証が得られない場合には、難民調査官が公務所等に照会するなどして、申請者の申し立てる事実の有無について調査し、補完的保護対象者の認定が適正に行われるように努めます。
2. 仮滞在の許可
不法滞在者等の在留資格未取得外国人から補完的保護対象者認定申請があったときは、その者の法的地位の安定を図るため、当該外国人が本邦に上陸した日(本邦にある間に補完的保護対象者となる事由が生じた者にあつては、その事実を知った日)から6か月以内に補完的保護対象者認定申請を行ったものであるとき又は迫害を受けるおそれのある領域から直接本邦に入ったものであるときなどの一定の要件を満たす場合には、仮に本邦に滞在することを許可し、その間は退去強制手続が停止されます。
なお、仮滞在許可の判断は、補完的保護対象者認定申請者から提出のあった難民・補完的保護対象者認定申請書等の書類により行いますので、別途、仮滞在許可のための申請は必要ありません。
- (1) 仮滞在許可による滞在
仮滞在許可を受けると一時的に退去強制手続が停止され、仮滞在期間の経過等当該許可が終了するまでの間は、適法に本邦に滞在することができます。

- (2) 仮滞在許可書
法務大臣が仮滞在の許可をした外国人には、仮滞在許可書が交付されます。許可を受けている間は、この許可書を常に携帯する必要があります。
仮滞在許可書の確認ポイントについてはこちら。
- (3) 仮滞在期間及び同期間の延長
仮滞在期間は、原則として6月です。仮滞在期間の更新申請は、許可期限の10日前から受け付けており、申請書は、各地方出入国在留管理局、支局及び出張所の窓口に備え付けてあります。
- (4) 仮滞在許可の条件
仮滞在許可を受けた外国人は、住居や行動範囲が制限されています。また、難民調査官から出頭の要請があった場合には、指定された日時、場所に出頭して、補完的保護対象者認定手続へ協力する義務が課されるなど、種々の条件が付されます。
- (5) 報酬を受ける活動の許可
仮滞在の許可を受けた外国人が生計を維持するために必要な範囲で行う報酬を受ける活動について、相当と認められるときには許可される場合があります。
報酬を受ける活動許可申請書についてはこちら。
- (6) 仮滞在の許可の取消し
仮滞在の許可を受けた外国人がその付された条件に違反した場合、許可なく報酬を受ける活動を行った場合、不正に補完的保護対象者の認定を受ける目的で偽変造された資料を提出した場合、虚偽の陳述をした場合等には仮滞在の許可が取り消されることがあります。
- 3 補完的保護対象者認定証明書の交付
法務大臣が補完的保護対象者であると認定した外国人には、補完的保護対象者認定証明書が交付されます。補完的保護対象者としての各種の保護措置を受ける際に、補完的保護対象者であることの証明を求められた場合には、この証明書を提示してください。

第4 審査請求

1 審査請求手続

- (1) 審査請求人
補完的保護対象者の認定の申請をしたものの認定されなかった外国人や補完的保護対象者の認定を取り消された外国人は、法務大臣に対し、審査請求をすることができます。
- (2) 審査請求ができる期間
審査請求期間は、補完的保護対象者の認定をしない旨の通知又は補完的保護対象者の認定を取り消した旨の通知を受けた日から7日以内となっています。ただし、天災その他やむを得ない理由があるときは、7日経過後であっても審査請求をすることができます。
- (3) 審査請求先
審査請求は、補完的保護対象者認定申請の場合と同様、審査請求人の住所又は現在地を管轄する地方出入国在留管理官署で行うことができます。なお、代理人による審査請求が認められるほか、必要書類を郵送して審査請求をすることもできます。
地方出入国在留管理局・支局における審査請求窓口は、下記のとおりです。

札幌出入国在留管理局	審査部門
仙台出入国在留管理局	審査第二部門
東京出入国在留管理局	難民審判部門
成田空港支局	第二審判部門
羽田空港支局	審判部門
横浜支局	審判部門
名古屋出入国在留管理局	難民審判部門
中部空港支局	審査管理部門
大阪出入国在留管理局	審判部門
関西空港支局	審判部門
神戸支局	審査部門
広島出入国在留管理局	審判部門
高松出入国在留管理局	審査部門
福岡出入国在留管理局	審判部門
那覇支局	審査部門

- (4) 審査請求に必要な書類
次の書類を提出してください。
ア 審査請求書（窓口に備え付けてあります。） 1通
イ 審査請求の理由を立証する資料（陳述書でも差し支えありません。） 1通
- (4) 審査請求に必要な書類
次の書類を提出してください。
ア 審査請求書（窓口に備え付けてあります。） 1通
イ 審査請求の理由を立証する資料（陳述書でも差し支えありません。） 1通

2 難民審査参与員

難民審査参与員制度についてはこちら。

3 法務大臣の裁決

法務大臣が、審査請求には理由がある旨の裁決をし、補完的保護対象者と認定された外国人には、補完的保護対象者認定証明書が交付されます。また、補完的保護対象者と認められた外国人には、原則として在留資格「定住者」が付与されます。

出入国在留管理庁ホームページ「特定技能・制度説明資料」より抜粋。

(出典元：<https://www.moj.go.jp/isa/content/001335263.pdf>)

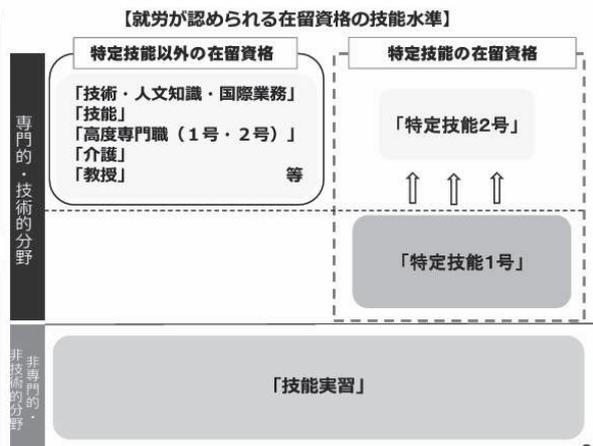
12分野から16分野に拡大された。

制度概要 ①在留資格について

- 深刻化する人手不足への対応として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設（平成31年4月から実施）
 - **特定技能1号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：262,769人（令和6年8月末現在、速報値）
 - **特定技能2号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：314人（令和6年8月末現在、速報値）
- （特定産業分野：介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、（16分野） 農業、漁業、飲食品製造業、外食業、林業、木材産業
（赤字は特定技能1号・2号でも受入れ可。黒字は特定技能1号のみで受入れ可。）
（「自動車運送業」は分野所管省庁の定める告示が施行等されてから受入れ開始となる予定。）

在留期間	1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとの更新（通算で上限5年まで）
技能水準	試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
日本語能力水準	試験（N4等）で確認（技能実習2号修了者は免除） ※介護、自動車運送業（タクシー・バス）及び鉄道（運輸係員）分野は別途要件あり
家族の帯同	基本的に認めない
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

在留期間	3年、1年又は6か月ごとの更新（更新回数に制限なし）
技能水準	試験等で確認
日本語能力水準	試験での確認なし（漁業及び外食業分野（N3）を除く。）
家族の帯同	要件を満たせば可能（配偶者、子）
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外



6

特定技能1号の対象分野及び業務区分一覧

分野	1 人手不足状況 受入れ見込数 (5年間の上限)	2 人材基準		3 その他重要事項		
		技能試験	日本語試験	従事する業務	雇用形態	
厚労省	介護	135,000人	介護技能評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上) (上記に加えて)介護日本語評価試験	・身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等) (注)訪問系サービスは対象外 〔1業務区分〕	直接
	ビルクリーニング	37,000人	ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験		・建築物内部の清掃 〔1業務区分〕	直接
経産省	工業製品製造業	173,300人	製造分野特定技能1号評価試験		・機械金属加工・電気電子機器組立て・金属表面処理・紙器・段ボール箱製造 ・コンクリート製品製造・PPF製造・陶磁器製品製造・印刷・製本・紡織製品製造・縫製 〔10業務区分〕	直接
	建設	80,000人	建設分野特定技能1号評価試験等		・土木 ・建築 ・ライフライン・設備 〔3業務区分〕	直接
国土省	造船・船用工業	36,000人	造船・船用工業分野特定技能1号試験等	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上)	・造船 ・船用機械 ・船用電気電子機器 〔3業務区分〕	直接
	自動車整備	10,000人	自動車整備分野特定技能1号評価試験等		・自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する基礎的な業務 〔1業務区分〕	直接
	航空	4,400人	航空分野特定技能1号評価試験		・空港グランドハンドリング(地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等) ・航空機整備(機体、装備品等の整備業務等) 〔2業務区分〕	直接
	宿泊	23,000人	宿泊分野特定技能1号評価試験		・宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供 〔1業務区分〕	直接
	自動車運送業※	24,500人	自動車運送業分野特定技能1号評価試験等	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上) ※「従事する業務」のうち、青字については日本語能力試験(N3以上)	・トラック運転者 ・タクシー運転者 ・バス運転者 〔3業務区分〕	直接
農水省	農業	78,000人	1号農業技能測定試験		・耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等) ・畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等) 〔2業務区分〕	直接 派遣
	漁業	17,000人	1号漁業技能測定試験		・漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等) ・養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫(種)・処理、安全衛生の確保等) 〔2業務区分〕	直接 派遣
	飲食品製造業	139,000人	飲食品製造業特定技能1号技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上)	・飲食品製造業全般(飲食品(酒類を除く)の製造・加工、安全衛生の確保) 〔1業務区分〕	直接
	外食業	53,000人	外食業特定技能1号技能測定試験		・外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理) 〔1業務区分〕	直接
	林業	1,000人	林業技能測定試験		・林業(育林、素材生産等) 〔1業務区分〕	直接
	木材産業	5,000人	木材産業特定技能1号測定試験		・製材業、合板製造業等に係る木材の加工等 〔1業務区分〕	直接

※自動車運送業分野については、分野所管省庁の定める告示が施行等されてから受入れ開始となる予定。

7

◎ 市民法務部

部長 永塚 崇洋

第2回 業務研修会

日時：令和6年11月15日(金) 午後1時30分～午後3時

場所：開発公社ビル会議室 1階 中会議室

講師：市民法務部 鎌田副部長

参加者：46名

内容：「契約書作成の基礎」

主に初心者を対象に、契約書作成業務の土台となる法律知識、契約書の形式の作成方法などを丁寧に解説いたしました。この研修を契機に、多種多様な契約書に触れ、更なるレベルアップを図るべく、自己研鑽に励んでいただきたいと思います。



補助者研修会の開催について

補助者の皆様にはいままで補助者証の更新のために『新コンプライアンス研修会』を受講していただいておりますが、日本行政書士会連合会主催『一般倫理研修』（行政書士会員のみ受講可能）の配信開始に伴う『新コンプライアンス研修会』終了のため、令和5年4月より補助者の方を対象にした別途本会主催の『補助者研修会』を開催することとしました。

なお、次回補助者証の更新のためにすでに『新コンプライアンス研修会』を受講されている場合には、改めて『補助者研修会』を受講する必要はございません。

また、『補助者研修会』の開催日時等については、29ページをご覧ください。

大切なお知らせ

1. 職務上請求書の購入について

職務上請求書購入日

職務上請求書払出日にのみ購入することができます。

原則毎月第1・3木曜日 午後2時～午後5時

近くは2/6・2/20・3/6・3/27・4/3・4/17となります。



購入方法

購入を希望される会員は、払出日までに以下のものを事務局までご持参いただくか、ご郵送ください。

- ①購入申込書（別紙様式第2号）※職印押印
- ②誓約書（別紙様式第3号）※職印押印
- ③使用済みの職務上請求書
- ④一般倫理研修会修了証の写し
- ⑤認印（郵送の場合は不要）

※注意事項※

- ・窓口で購入する場合には、行政書士証票をご提示ください。
- ・会費滞納会員、補助者、使用人行政書士は購入できません。
- ・代金は一冊1,100円です。（郵送の場合には、使用済みの職務上請求書と購入された職務上請求書と一緒にゆうちょ銀行の払込取扱票を同封いたしますので、代金と送料を後ほどお支払いください。）
- ・新規で購入する場合には確認が不要なので、払出日以外でも対応いたします。

職務上請求書払出の際、会員指導委員会による『使用済職務上請求書』の内容確認があります。

※不適正な使用・未記載等がある場合、**即日の払出しが出来ない場合があります。**

※郵送申込みの場合は、上記払出日に内容確認のうえ払出日の翌日に発送いたしますので、時間に余裕を持ってお申込みください。

購入冊数

個人会員 使用中の職務上請求書を含め2冊まで

法人会員 本会に所属する社員行政書士の人数×2 + 2冊まで

保管方法

- 職務上請求書控え綴りは使用済みの日付から2年間の保管義務があります。ただし、その保管期間が過ぎた場合でも、会員指導委員会の確認を受けるまでは廃棄しないでください。確認前に紛失または廃棄してしまった場合は、「顛末書」を提出いただきます。
- 書き損じや不使用になった場合でも、破棄や切り離しをせず、斜線を引くなどの無効処理を行い、控え綴りに保管してください。
- 登録の抹消または法人を解散する場合には、必ず事務局まで返戻してください。

紛失・盗難された場合

- 【使用済みの職務上請求書の場合】
「顛末書」と使用済みであることを証明する帳簿（事件簿）の写しを添えて、その理由を本会事務局に報告してください。
- 【使用中の職務上請求書】
所轄の警察署へ届出するとともに、「顛末書」により本会事務局に報告してください。不正利用防止のため法務局・茨城県・日本行政書士会連合会へ連絡いたします。

2. 会費滞納者及び法的措置対象者の公表について

本会の運営は、会員各位が納入された会費によって成り立っています。

しかし、一部の会員にあっては会費滞納に対する意識欠如のためか一向に改善努力も見られず、その対応に苦慮いたしております。このことは本会の事業遂行に大きな妨げとなることはもとより、適時納入義務を全うしている会員との間に著しく公平を欠く要因となることから解決すべき一大案件であります。

そこで本会では、平成26年10月1日から施行されました「会費滞納者の公表に関する規程」を改正し、より厳しい手段を講ずることにより、会費滞納の解消並びに滞納者ゼロを目指すこととし、平成28年12月20日開催の理事会において提案、承認可決され、同日施行されておりますことをお知らせいたします。



令和 年 月 日

茨城県行政書士会
会長 古川 正 美 殿

登録(法人)番号 :
支 部 :
氏 名(法人名称):

職印

各
部
か
ら

「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」
購 入 申 込 書

1. 購入部数 (いずれかに○を付し、必要事項を記入すること。)

1 冊	2 冊	3 冊以上	() 冊
			備考：所属する社員行政書士の数 () 名

※「3冊以上」は、行政書士法人である会員のみ選択できます。

2. 業務の種類 (主たる取扱い業務を明記すること。)

3. 添付書類 (添付するものに○をつけること。)

①誓約書

②使用済み職務上請求書の控え

〈添付しない場合の理由〉

・初回の購入申込み

・紛失 その他 (顛末書により詳細な理由を記載すること)

③日本行政書士会連合会会則第62条の2第3項に定める倫理研修を修了したことを証する書類

※以下は記入しないでください。

払出し番号					特記事項
確認印	申込書	誓約書	控え	払出履歴	

誓約書

私（達）は、「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書（以下「職務上請求書」という。）」の購入及び使用に際し、以下の事項を誓約します。

1. 私（達）が職務上請求書を取り扱う際の誓約

- (1) 職務上請求書は、行政書士として職務上必要な請求に限り使用し、これ以外の請求や、身元調査等人権侵害のおそれがある場合は、使用しません。
- (2) 職務上請求書には、日本行政書士会連合会が定めた記入要領に反した記載（記入要領の定めにより記載することとされた事項を記載しないことを含む。）は行いません。
- (3) 職務上請求書には、不実の記載をしません。
- (4) 控えは2年間保管し、所属単位会等からの提出要請があれば、これに応じます。
- (5) 廃業の届出その他行政書士法第7条の規定により登録が抹消されることとなった場合又は解散の届出その他行政書士法第13条の19の規定により解散することとなった場合は、所属単位会に未使用分の職務上請求書を速やかに返戻します。

2. 私（達）以外の者による職務上請求書の不正使用を防止するための誓約

- (1) 職務上請求書は、何人にも譲り渡さず、かつ使用人である行政書士に使用させる場合又は使者として補助者を用いる場合を除き、他人に使用させません。
- (2) 職務上請求書は、盗難、紛失又は毀損を防止するよう適切に管理し、紛失、盗難時には、速やかに所属単位会に報告するとともに、警察署に届け出ます。
- (3) 私（達）の使用人である行政書士又は補助者が、私（達）が購入した職務上請求書に関して行った行為については、その責任を負います。

3. 上記1又は2に違背することは、行政書士又は行政書士法人の信用又は品位を害し、行政書士又は行政書士法人たるにふさわしくない重大な非行に該当し、処分を受けるに相当するものであることを認識します。

4. 職務上請求書の不適切な取扱いに関して、都道府県知事による懲戒処分又は所属単位会による会則の規定に基づく処分がなされた場合には、以下の措置が取られることについて、何ら異議を申し立てません。

- (1) 所属単位会に未使用分の「職務上請求書」を速やかに返戻し、一定期間新たな購入ができないこと。
- (2) 日本行政書士会連合会が定める方法により、氏名又は法人名称及び処分内容等が一般国民に対し一定期間公表されること。

日付	令和 年 月 日	所属単位会	茨城会
登録(法人)番号		会員番号	
氏名(法人名称)	職印		

〈以下、単位会記入欄〉

払出し管理番号	
---------	--

封印受領証の購入について

封印受領証は、払出日にのみ購入ができます。

払出日時は、原則毎月の第4水曜日（該当日が休日の場合はその翌日）です。

令和6年度及び令和7年度払出日時	
令和7年 2月26日(水)	午後1時～午後3時
令和7年 3月26日(水)	午後1時～午後3時
令和7年 4月23日(水)	午前10時～正午

【払出し申込みの方法】

購入を希望される会員は、払出し日までに当会所定の購入申込書の原本を事務局まで郵送ください。対応にご協力願います。FAX不可

※購入申込書の様式は「[本会ホームページ](#)→[会員専用ページ](#)→[各種手続（出張封印）](#)→[出張封印](#)」からダウンロードしてください。

【封印受領証の価格】

様式第5号 一冊(30枚綴り) 1,000円

(郵送の場合には、購入された封印受領証とゆうちょ銀行の払込取扱票を同封して翌日に郵送いたしますので、代金と送料を後ほどお支払いください。)

【封印受領証の払出し冊数の制限】

個人会員…5冊まで

法人会員…5冊に加えて、本会に所属する社員行政書士人数×5冊まで

【令和元年度までに丁種会員名簿に登載された方について】

令和2年5月15日付茨行書第126号において通知しましたとおり、封印受領証は、様式第4号及び第5号の払出しを行ってまいりましたが、封印業務の効率化のため、本会が封印委託を受けているすべての運輸支局に対し、提出する封印受領証の様式を様式第5号に統一しました。

従って、令和2年5月より様式第5号のみを払出し、茨城運輸支局においても様式第5号を提出することが可能となっております。

なお、現存する様式第4号については、継続して茨城運輸支局のみに提出可能です。様式第5号を使用する際は、会長名を古川正美会長に訂正の上、ご使用ください。

また、一度に保有できる最大冊数は、様式ごとに5冊とされておりましたが、様式第4号がなくなり、現に様式第5号を5冊保有されている場合は、新たに購入することはできませんのでご注意ください。

※丁種会員の皆さまにおかれましては、茨城県行政書士会封印業務の受託に関する規程、茨城県行政書士会封印管理委員会運営細則及び茨城県行政書士会自動車封印取扱内規をよくご確認の上、封印業務にあたっていただけますようお願いいたします。

◎ 法教育推進委員会

委員長 中村 祐治

視察・意見交換会報告書

日 時：令和6年10月25日(金) 午後3時～午後5時

場 所：東京都行政書士会館 地下講堂

目 的：法教育事業に関する意見交換会

出席者(敬称略)：

茨城県行政書士会(法教育推進委員会)

会 長 古川 正美(日本行政書士会連合会 法教育推進委員会 委員長)

副 会 長 増戸 美幸

委 員 長 中村 祐治

副委員長 鎌田 惇

東京都行政書士会(法教育推進特別委員会)

会 長 宮本 重則

委 員 長 山賀 良彦(日本行政書士会連合会 法教育推進委員会 副委員長)

副委員長 菖蒲 悠太

委 員 植松 和宏 委 員 黒澤 聡子

委 員 大槻 美菜 委 員 野村 祐樹

委 員 金子 三佳子 委 員 吉田 美紀

日本行政書士会連合会 法教育推進委員会 委員 寺田 康子

日本行政書士会連合会 国際・企業経營業務部 知的財産部門 部員

東京都行政書士会 知的財産・経営会計部 部長 大塚 大

内 容：

「茨城会による法教育の取り組みを学ぶ」と題して東京会からお招きいただいた。

- ・茨城会が実施している教職員向け法教育の報告を行った。
- ・これまで両単位会が実施してきた法教育に係る経緯、実施体制、実施内容、実施方法、実施回数等に係る事例報告を行った。
- ・法教育の意義、課題、今後の可能性等に係る意見交換を行った。

成 果：

東京会が実施している法教育の概要について報告を受けて意見を交わしたことにより、茨城会における今後の検討課題や先行している取り組みを再確認した。

併せて、今後も両会が交流を深め、連携を図りながら法教育事業を推進していくことを確認した。

東京会の取り組み

- ・支部単位での実施と運営
- ・テーマの多様性(自転車、図書館、公園、職業講話、キャリア教育、消費者教育、障害者、等)
- ・対象は小学校、中学校、高校、図書館
- ・市民向け講座(遺言)の実施
- ・その他



上段 左から 金子委員 黒澤委員 大槻委員 植松委員 寺田委員
大塚知的財産・経営会計部長 野村委員 吉田委員

下段 左から 鎌田副委員長 中村委員長 増戸副会長 古川会長 宮本会長
山賀委員長 菖蒲副委員長



通知・通達

- ◇令和6年10月11日【日行連発第920号】 発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインの一部改定について（周知）
- ◇令和6年10月16日【日行連発第941号】 フリーランス・事業者間取引適正化等法の施行に向けた周知等について（依頼）
- ◇令和6年10月17日【日行連発第954号】 長崎県収入証紙の廃止に伴う新しい納付方法について（周知依頼）
- ◇令和6年11月6日【日行連発第1040号】 戸籍法の改正に伴う戸籍振り仮名制度の開始に向けた法務省からの案内について
- ◇令和6年11月7日【日行連発第1053号】 「建設分野の2号特定技能外国人に求める班長実務経験」に関するCCUSでの就業履歴証明等の要件について（周知）
- ◇令和6年11月13日【日行連発第1082号】 建設資機材の需給の状況を踏まえた適切な対応について（周知）
- ◇令和6年11月13日【日行連発第1083号】 建設業の働き方改革等の実現に向けた取組について（周知）
- ◇令和6年11月25日【日行連発第1143号】 令和6年能登半島地震・能登半島豪雨に係る被災者支援のための無料電話相談窓口の期間延長について
- ◇令和6年11月27日【日行連発第1161号】 出入国在留管理庁からのお知らせについて（周知）
- ◇令和6年11月27日【日行連発第1162号】 出入国在留管理庁からのお知らせについて（周知）

※内容の詳細については、本会HP(<https://ibaraki-gyosei.or.jp>)をご確認いただくか、本会事務局宛までお問い合わせ下さい。

- ※ 諸般の事情により、延期または中止になる場合があります。
- ※ 研修申込者数が定員に達した場合は、本会ホームページにてご案内いたします。
- ※ 研修会の無断欠席者が大変多くなっております。会場・資料準備の都合上、欠席される場合には、前日までに必ず事務局へご連絡ください。

補助者研修会

※詳しくはP.21をご覧ください。

研修内容	行政書士制度、行政書士法、職務上請求書等、行政書士事務所に勤める補助者として知っておいていただきたいこと		
日 時	令和7年4月17日(木)	午後1時30分～午後3時30分	
場 所	茨城県開発公社ビル 1階 会議室 またはZoom		
講 師	本会会員指導委員		
対 象	補助者 ※会員の方は受講できません。		
受講料	無 料	定 員	50名
申込方法	メールまたはFAXまたはQRコード 本会事務局 FAX：029-305-3732 e-mail：info@ibaraki-gyosei.or.jp		
申込期限	令和7年4月8日(火)	担 当	会員指導委員会
参加申込 ※太枠の中をご記入下さい	<p>上記の研修会に申し込みます。</p> <p>参加人数 補助者 _____ 名</p> <p>会員氏名 _____</p> <p>受講方法 _____ 集合で参加 ・ Zoomで参加</p> <p>メールアドレス (Zoomの場合) _____</p> <p>補助者氏名 _____ 補助者番号 第 _____ 号</p> <p>補助者氏名 _____ 補助者番号 第 _____ 号</p> <p>補助者氏名 _____ 補助者番号 第 _____ 号</p> <p>※10分以上の遅刻や早退・中途退室の場合には、修了証がお渡しできませんので予めご了承ください。 ※この研修会は原則3か月に1回開催する予定です。 次回開催予定日は7/17(木) です。</p>		
◎Zoomでの 受講方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ Zoomは無料にてご利用可能です。 ・ ご記入いただいたメールアドレス宛に資料をお送りいたします。 ・ 常に顔出しをお願いいたします。(Webカメラがない場合はZoomでの参加不可) ・ 受講にはインターネットに接続されたスピーカー付きのパソコン(またはスマートフォン、タブレット等)が必要です。事前に操作方法等を各自ご確認ください。 ・ 視聴環境や視聴方法については、事前にご自身でご確認ください。当日参加者の視聴環境により、参加の状況が確認できない場合には、修了証の発行ができない可能性があります。 ・ 1台のWebカメラに複数の方が参加されても構いません。 ・ 修了証データは研修終了後にご記入いただいたメールアドレスにお送りいたします。 		
◎Zoomでの 注意点	<ol style="list-style-type: none"> ①ログインURL及び配信資料を他人に譲渡・公開しないこと。 ②本講義資料の全部または一部を他の研修会等の教材・資料として使用するなど、著作権侵害行為をしないこと。 ③講義中継の録画、録音、キャプチャー、スクリーンショットをしないこと。 ④研修会内容を動画配信、SNS配信及びブログ等への掲載をしないこと。 		

- ※ 諸般の事情により、延期または中止になる場合があります。
- ※ 研修申込者数が定員に達した場合は、本会ホームページにてご案内いたします。
- ※ 研修会の無断欠席者が大変多くなっております。会場・資料準備の都合上、欠席される場合には、前日までに必ず事務局へご連絡ください。

出入国管理行政の現状と在留資格審査業務(就労)

研修内容	東京出入国在留管理局水戸出張所の職員を講師としてお招きして、研修を行います。入管法や取次制度、近時の法改正について、講義をしていただく予定です。		
日 時	令和7年3月7日(金)	午後1時30分～午後3時	
場 所	茨城県開発公社ビル 1階 中会議室		
講 師	東京入管水戸出張所 統括審査官 八木 寛之 様		
参加費	無料	定 員	50名(会員対象)
申込方法	QRコードまたは本会ホームページ「研修会のご案内」 ※申込した内容が入力したメールアドレスに届きます		
申込期限	令和7年2月28日(金)	担 当	国際部(第3回)

建設業の許可申請について(基礎編)

研修内容	前回の研修会では、「経営事項審査申請」の基礎編について講義いたしました。今回も初心者の皆さまや、建設業許可についてブラッシュアップされたいベテラン会員の皆さま向けに基礎編と銘打って、研修会を開催いたします。		
日 時	令和7年3月21日(金)	午後1時30分～午後2時50分	
場 所	茨城県開発公社ビル 4階 大会議室		
講 師	(一財)建設業情報管理センター ご担当者様		
参加費	無料	定 員	100名(会員・補助者対象)
申込方法	QRコードまたは本会ホームページ「研修会のご案内」 ※申込した内容が入力したメールアドレスに届きます		
申込期限	令和7年3月14日(金)	担 当	国土農地・建設部(第3回・第一部)

- ※ 諸般の事情により、延期または中止になる場合があります。
- ※ 研修申込者数が定員に達した場合は、本会ホームページにてご案内いたします。
- ※ 研修会の無断欠席者が大変多くなっております。会場・資料準備の都合上、欠席される場合には、前日までに必ず事務局へご連絡ください。

外国人と建設業について

研修内容	今般の建設工事入札参加資格審査申請でも外国人の雇用状況が問われておりますが、入管法の改正により「特定技能1号」もしくは「2号」又は「技術・人文知識・国際業務」の在留資格を有する外国人の雇用が認められております。ただし詳細にこれを理解し、建設会社に助言できる会員の方はまだまだ少ないのではないのでしょうか。今回の研修では、本会国際部との共催で実施いたします。		
日 時	令和7年3月21日(金)	午後3時～午後4時20分	
場 所	茨城県開発公社ビル 4階 大会議室		
講 師	本会 国際部副部長：池田有美		
参加費	無料	定 員	100名（会員・補助者対象）
申込方法	QRコードまたは本会ホームページ「研修会のご案内」 ※申込した内容が入力したメールアドレスに届きます		
申込期限	令和7年3月14日(金)	担 当	国土農地・建設部(第3回・第二部) 国際部(第4回)

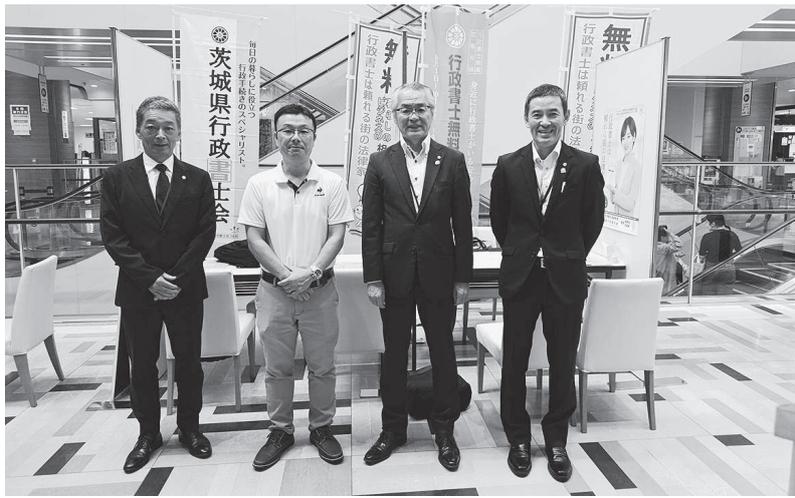
水戸支部



「行政書士制度広報月間」のPR活動

日 時：令和6年10月17日(木)～19日(土)
正午～午後6時
場 所：水戸京成百貨店 8階 談話室コーナー
内 容：「面談による無料相談会」及びPR活動
「行政書士制度広報月間」の活動の一環で、水戸京成百貨店におきまして、無料相談会と行政書士制

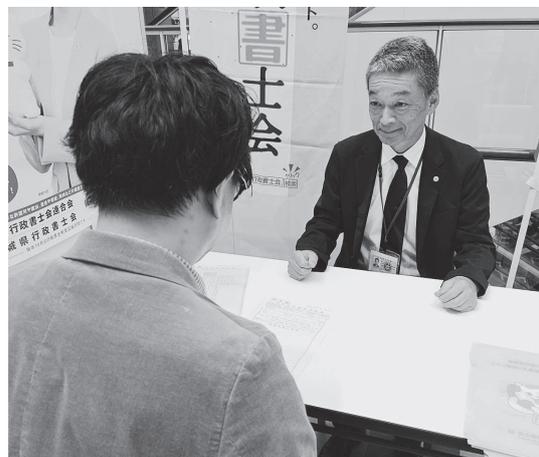
度のPR活動を行いました。
当日は、古川 正美 本会会長も会場に足を運んでくださり、行政書士制度を大いにアピールしてくださいました。
特設の談話室コーナーでは、相談者に対して、担当された先生方が丁寧に相談に応じておられました。



古川 正美 本会会長が応援に駆けつけてくださいました。



齊藤 公基 相談員



綿引 晴夫 相談員

令和6年度「第4回業務研修会」

日 時：令和6年10月18日(金)
午後6時～午後8時
場 所：水戸生涯学習センター 大講座室
参加者：23名
内 容：テーマ：「成年後見人制度と行政書士業」
講師 公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター

茨城支部 原田 優 支部長
令和6年度「第4回業務研修会」が、水戸生涯学習センター大講座室にて開催されました。
今回のテーマは「成年後見人制度と行政書士業」で、コスモス成年後見サポートセンターの原田 優先生をお招きして、成年後見制度の概要および行政

書士が業務を受ける際の注意点について講義をしていただきました。

講義では、成年後見の際に「気を付けるべき点」や「いかに行政書士が関わっていくか」等について、詳細に説明されました。行政書士が関わるのがますます増えると予想されておりますので、大いに役立つかと思われま

す。ありがとうございました。



公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター 茨城支部 原田 優 支部長



皆様、真剣に聞いておられます。



明解な説明に成年後見制度についての理解が深まりました。

支部
だより

水戸市民会館主催事業 水戸キャンパス100

- 日 時：**①令和6年10月26日(土)
午後2時～午後3時30分
②令和6年10月27日(日)
午後2時～午後3時30分
- 場 所：**①水戸市民会館 小ホール
②水戸市民会館 中会議室301
- 参加者：**①43名
②4名
- 内 容：**①「遺言書のキホン」
講師 磯野 敦義 水戸支部副支部長
②「行政書士とは何をする人ぞ」
講師 久保 朋央 水戸支部支部長

毎回好評を博しております「水戸キャンパス100」での水戸支部の公開講座が、行政書士制度広報月間に合わせて開催されました。

第1日目は、10月26日(土)に「遺言書のキホン」というテーマで、磯野 敦義 先生に講義していただ

きました。

講義では、最初に相続の基礎が説明されまして、その後、生前対策となる遺言書について説明されました。パワーポイントを使った分かりやすい解説は、参加された皆様のお役に立てたことと思われま

す。第2日目は、10月27日(土)に「行政書士とは何をする人ぞ」というテーマで、久保 朋央 先生に講義していただきました。

第一人者である久保 朋央 先生のリアルな行政書士業務の紹介は、行政書士の仕事の認知度がまだ十分ではないと思われる中、とても意義のある内容であったと思われま

す。参加された方々も真剣に説明を聞いておられました。また、行政書士制度広報月間ということで、講座の開講日に合わせて水戸市民会館1階のエントランスロビーにて、行政書士無料相談会が開催されま

した。講座の参加者にも関心を持っていただき、多くの

方々にご利用いただきました。
 今後も水戸支部では、公開講座「水戸キャンパス

100」を通して、様々な情報を発信していきたいと考えております。



磯野 敦義 水戸支部副支部長



遺言書という身近なテーマだけあって、関心が高いようです。



久保 朋央 水戸支部支部長



行政書士に興味を持ってもらえたと思います。



開講日には、1階エントランスロビーにおいて、無料相談会を開催いたしました。



行政書士制度をアピール！



コスモスいばらき（一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター茨城県支部）も一緒に無料相談会を開催いたしました。



ユキマサくんが応援に駆けつけてくれました。

水戸支部・県南支部 合同業務研修会

日 時：令和6年11月29日(金)
午後2時～午後4時30分
場 所：水戸市民会館 中会議室303及び304
参加者：水戸支部28名・県南支部26名
内 容：フリートーキング

水戸支部・県南支部 合同業務研修会が、水戸市民会館 中会議室303及び304にて開催されました。合同業務研修会は初めての試みという事で、今回

は「フリートーキング」形式で、互いの業務上の疑問点について交流を行いました。

沢山の先生方にご出席いただき、大いに盛り上がりました。業務に精通したベテランの先生方も多数ご参加いただき、行政書士業に関する知見を深めることができたと思われま

す。ありがとうございました。



多くの先生にご参加いただきました。



活発に意見交換がなされました。



3グループに分かれ、各々円形に椅子を並べ、互いに質疑応答を行いました。

懇親会

日 時：令和6年11月29日(金)
午後5時～午後7時
場 所：佳鱗亭
「水戸支部・県南支部 合同業務研修会」の後は、

水戸支部と県南支部合同での懇親会を行いました。会場は、鮮魚店山大の2階にある魚料理専門店の佳鱗亭。美味しい魚料理に舌鼓を打ちながら、支部の垣根を越えて親睦を深めました。



鮮魚店が経営していることもあり、魚料理が最高でした！

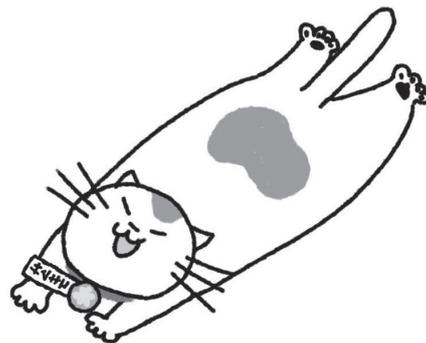


美味しい料理とお酒に話が弾みます。



今後とも、支部の垣根を越えて協力していきましょう！

※水戸支部では、管轄の全ての市と町において、無料相談会を実施しております。
(通信員 宇野 雅彦)





10月広報月間！県南支部無料相談会の実施について

日 時：令和6年10月1日(火)～
令和6年10月31日(木)
午前10時～午後4時

場 所：県南支部エリア内14市町村

【事業内容】

県南支部では、10月の広報月間の際に支部エリア内の14市町村において無料相談会を実施しました。各会場には3人の相談員を配置し、出来るだけ相談

者を待たせないように対応しました。特に受付開始直後は相談者が集中して来場する傾向が見られました。

総相談件数は81件（昨年84件）で、前年比3件減となりました。相談内容としては、遺言・相続関係が66件と全体の約81%を占めています。昨年度よりも遺言・相続の相談件数の割合が高くなりました（昨年度約70%）。詳しくは下記の集計表でご確認ください。

開催日	開催場所	相談者数	相談内容と件数
10月 5日(土)	取手市 取手市立福祉会館 1階鶴の間	7	遺言・相続7件、権利義務その他1件
10月 5日(土)	つくばみらい市 つくばみらい市立伊奈公民館 1階会議室1	4	遺言・相続3件、農地関係1件
10月 5日(土)	石岡市 常陸風土記の丘 展示研修室	10	遺言・相続8件、各種契約1件、権利義務その他1件
10月 6日(日)	阿見町 本郷ふれあいセンター 2階会議室1	15	遺言・相続11件、各種契約1件、権利義務その他3件
10月12日(土)	美浦村 美浦村中央公民館 2階会議室	4	遺言・相続4件
10月12日(土)	つくば市 吉沼交流センター 会議室	10	遺言・相続9件、入管関係1件
10月12日(土)	守谷市 もりりん中央(旧守谷市中央公民館) 団体活動室	9	遺言・相続7件、法人設立1件、権利義務その他1件
10月13日(日)	龍ヶ崎市 まいん健康サポートセンター 2階	7	遺言・相続7件
10月14日(月)	土浦市 土浦市勤労者総合福祉センター「ワークヒル土浦」研修室2	2	遺言・相続2件
10月19日(土)	稲敷市 江戸崎中央公民館 研修室3	1	遺言・相続1件
10月19日(土)	かすみがうら市 霞ヶ浦コミュニティセンター(旧あじさい館) 研修室	1	遺言・相続1件
10月20日(日)	利根町 利根町文化センター 2階会議室B	3	遺言・相続1件、土地開発1件、権利義務その他1件
10月26日(土)	牛久市 牛久市役所分庁舎 1階相談室	6	遺言・相続4件、農地転用1件、各種契約1件
10月27日(日)	河内町 河内町農村環境改善センター 営農相談室	2	遺言・相続2件



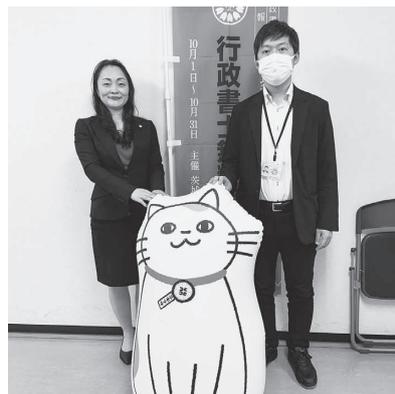
かすみがうら市



つくばみらい市



つくば市



牛久市



取手市



守谷市



石岡市



土浦市



美浦村



利根町

第48回 土浦市産業祭

日 時：令和6年11月23日(土)～
令和6年11月24日(日)
午前10時～午後4時
(24日は午後3:00まで)

場 所：川口ショッピングモール505

【事業内容】

11月23日・24日の2日間、茨城県行政書士会県南支部として土浦市産業祭に出店しました。無料相談会を開催しつつ、販促物の配布やユキマサ君着ぐるみによるパフォーマンスを実施。県南支部特製法被も前回に引き続き着用し、道行く人の目をひいていました。

当日は厳しい寒さでしたが、多くの来場者で賑わいました。出店場所がイベントステージの近くだったこともあり、歌や音楽に包まれながらの相談会。2日間で計6件の相談がありました。たまたま会場で「無料相談会」の文字を見てお越し頂いた相談者が多かったようです。また、通りがかりに「〇〇って行政書士に相談してもいいの?」「〇〇のことって誰にきけばいいの?」と声をかけられることも

度々ありました。悩みを抱えていながらも、どこに相談したらよいか分からない方も多いのだと実感させられました。

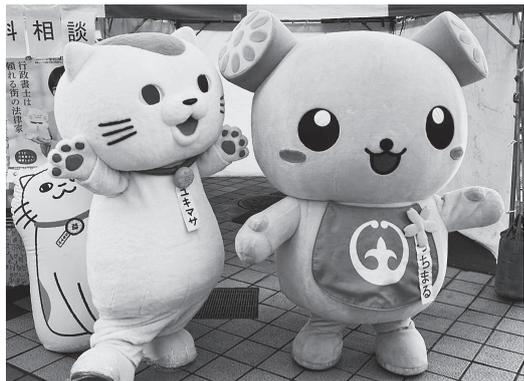
ユキマサくんは子供を中心に大人気で、元気よく写真撮影に応じていました。行政書士のPRに貢献しました。



ピンクのハッピーが目印



相談中



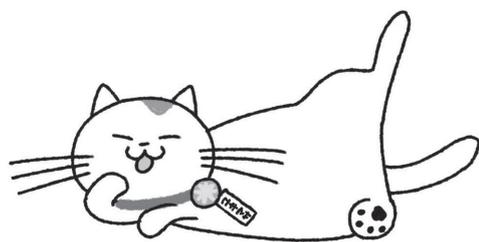
つちまると2ショット!



子どもに大人気です



ユキマサも相談中…?



(通信員 北野 早紀)

第3回 事業研修会

日 時：令和6年11月29日(金)
午後2時～午後4時30分

場 所：水戸市民会館 中会議室303及び304

参加人数：水戸支部28名 県南支部26名

講師名：水戸支部・県南支部 合同業務研修会
フリートーキング

【研修内容】

11月29日、水戸支部と県南支部の合同業務研修会が実施されました。この度、初めて支部の垣根を超えて研修会を実施するにあたり、水戸支部と県南支部の担当者で何度も打ち合わせを重ねました。

内容は「フリートーキング」。参加者はA、B、

Cの3グループに分かれ、グループごとに意見交換を行いました。グループ内で出された質問に対し、業務に精通している行政書士が、役所での審査のポイントやマニュアルに載っていない内容などについて回答するかたちで進められました。営業の仕方や、行政書士業務の周辺知識に関すること、行政書士として仕事をしていく上での心構えなど、幅広いテーマが取り上げられました。業歴の浅い先生も多く参加しており、普段なかなか聞くことが出来ない「ここだけの話」に熱心に耳を傾けていました。研修会終了後は会場近くのお店に移動し、懇親会。支部間の親睦を深める非常に良い機会となりました。



グループは前・後半で組み直しました



懇親会も大盛り上がり

会員各位

茨城県行政書士会県南支部
支部長 石井 徹**令和6年度 第4回業務研修会の開催について**

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。会員の皆様には、日頃から支部運営にご協力をご賜り心から感謝申し上げます。

掲題の研修につきまして、下記の通り開催することになりましたので、ご案内申し上げます。

今回の研修会は、第1部として、水戸地方法務局の方をお招きし、相続登記義務化、相続土地国庫帰属制度、遺言などをご講演いただきます。続く第2部では、第1部を踏まえたグループワークを行います。

本研修会に参加を希望される方は、申込書に必要事項をご記入のうえ、2月3日(月)～2月21日(金)までにメールにてお申込みくださいますよう、お願い申し上げます。

記

- 1. 日時** 令和7年3月4日(火) 午後1時30分～午後4時
- 2. 場所** 阿見町 本郷ふれあいセンター 1階多目的ホール
茨城県稲敷郡阿見町本郷1-11-1 TEL: 029-830-5100
- 3. 研修題目**
第1部 「遺言書保管制度について」
水戸地方法務局 供託課 遺言書保管官 根本秋生様
「民法・不動産登記法の改正、相続土地国庫帰属制度等について」
水戸地方法務局 不動産登記部門 登記官 鈴木安紀様
第2部 グループワーク
・相続の相談において、行政書士として最初に確認すべきこと
・相続物件をお持ちの相続人に対する相談者への対応 他
1. グループワークを実施するテーマは当日発表します
2. ワーク時間は30分程を予定しています
3. グループの役割 (グループ内から司会・書記・発表者を選出)
- 4. 申込先** 業務部研修受付専用メール
Eメール kennan.kenshu@gmail.com (下部QRから申込可能)
※円滑な事務処理の為、Eメールでの申込にご協力をお願い申し上げます。
(やむを得ない場合はファクス可: 029-307-8284)
- 5. 参加費** 県南支部会員: 無料 / 他支部会員: 500円
- 6. 定員** 100名
- 7. 申込期間** 2月3日(月)～2月21日(金)

**業務研修会 参加申込書**

私は令和6年度第4回業務研修会の研修に参加を申し込みます。

令和7年 月 日

事務所住所 _____

会 員 名 _____ 携帯電話 _____

Eメール _____



10月広報月間！県西支部無料相談会の実施について

今年も県西支部内10ヶ所の相談会場で、各地の支部会員が相談員として活躍しました。たくさんの相談を受け、相談員としての責務にやりがいを感じた支部会員も多かったことと思います。無料相談会が行われた会場は下記の通りです。

県西支部では、県西支部「無料相談」センターを設置しており、一般のお客様だけでなく、新入支部会員や相談員業務に興味のある支部会員の見学も歓迎しております。



支部内でも相談件数の多い筑西市会場では総勢9名の支部会員にて相談を受けました

5日	結城市立公民館	21日	桜川市役所真壁庁舎
8日	常総市水海道庁舎市民ホール	25日	下妻市立図書館
11日	常総市石下庁舎会議室	26日	古河市三和地域交流センター
12日	古河市スペースU	27日	坂東市猿島公民館・境町中央公民館
19日	筑西市中央図書館		

支部
だより

県西支部令和6年度第2回理事会について

日時：11月2日(土) 午後2時～午後3時30分

場所：境町中央公民館 研修室A・B

参加人数：12名

議題① 支部事業と次年度役員改選（役員選任事務管理委員会発足）について

- ・支部研修旅行の反省点について
- ・支部研修会の計画について
- ・会則の改正について
- ・表敬訪問の報告
- ・支部役員の検討について

議題② 報告事項

- ・前回理事会での検討事項について
- ・オンライン化について
- ・支部広報活動のためのグッズについて
- ・本会からの報告事項



去る11月2日県西支部令和6年度第2回理事会が開催され、増戸支部長を中心に、大いに議論が交わされました。

- ・支部研修旅行の反省点について

9月21日に実施した支部研修旅行については、参加者が楽しんだ一方で、スケジュール管理や参加人数の面で検討が必要との声がありました。次年度以降の実施に向けて、改善点を検討することが確認されました。

- ・会則の改正について

退会した会員への慰労金を定めた会則の新設案について協議され、次回の総会で議決を行う方針が決定しました。

- ・表敬訪問の報告

増戸支部長以下支部役員が各市町村の市長、町長や副市長・副町長の方々表敬訪問を行い、連携強化について意見交換を実施しました。その際出た要望や検討事項について理事同士で共有されました。

・支部役員の検討について

次年度の役員改選に向けて、役員選任事務管理委員会が発足しました。候補者リストの作成と選任プロセスの準備を進める予定です。

前回理事会での検討事項については、支部会議や研修会の一部オンライン化について、費用面を含めた具体的な資料が共有され検討が進みました。ハイブリッド形式は資材的にも予算的にも難しいため、まずはオンラインのみの実験的な実施を念頭に、さらに環境を整備する方針です。



理事同士で活発な議論が交わされました

また、支部広報活動の際に使用するハッピーを制作し、今後の支部広報活動で使う旨が大嶋理事より報告がありました。

本会からの報告事項としては、本会理事より本会の事業や政治連盟の事業について、各理事に共有されました。

以上の内容について、今後の実施計画や決定事項は、支部通信などを通して随時会員にお知らせする予定です。引き続き、支部活動へのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

コラム：通信員の行政書士たび 特別編「ミュージアムパーク茨城県自然博物館」

開館30周年企画展

「ミュージアムパーク30年のありっただけ -いつも茨城県自然博物館はおもしろい!-」

2024年11月2日(土)~2025年6月1日(日)

坂東市にあるミュージアムパーク茨城県自然博物館は、今年で開館30周年を迎えました。

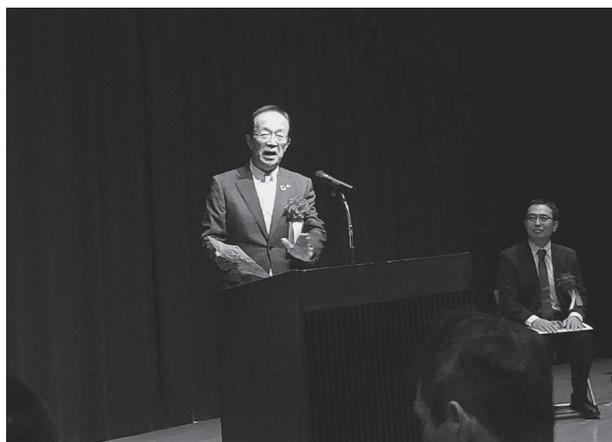
この記念の年を祝し、過去最大規模となる700平米の展示スペースを活用した特別企画展が、11月2日からスタートしました。通信員の鈴木もオープニングセレモニーに参加し、その様子を取材して参りました。

セレモニーでは、横山 一己館長が茨城県立の教育施設としての自然博物館についてと、「ありっただけ」のタイトルをテーマに、より多くの来場者が訪れることへの期待を語りました。また、坂東市の木村市長も登壇し、家族とともに親しんだ博物館の30年の歩みを振り返りながら、地域の人々に末永く愛される施設であり続けることを願う祝辞を述べました。

今回の企画展は、通信員にとっても初めて体験するような圧倒的なスケール感で、実際の植物や鉱物の展示をはじめ、茨城県自然博物館の魅力が存分に詰め込まれています。会期も長く、前半と後半で展示替えもありますので、何度見ても楽しめる企画展となることでしょう。



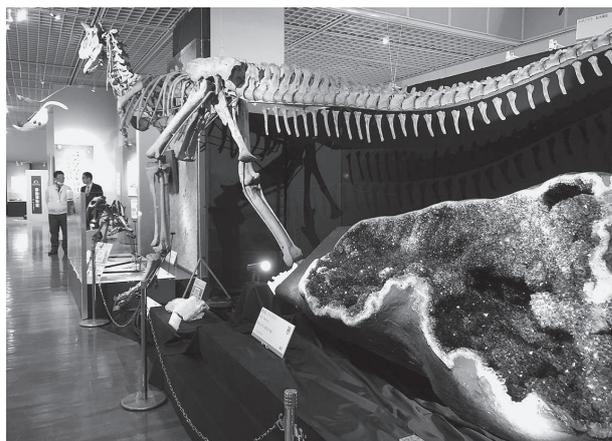
横山館長に続き企画展担当チームからも解説がありました



来賓として祝辞を述べる木村市長と常総市石井副市長

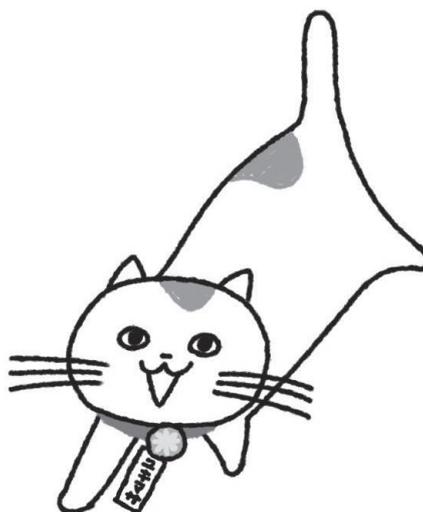


「30年のありっただけ」がコンセプト



人間大のアメシストドームやカルノタウルスの標本も

(通信員 鈴木 智絵)



県北支部



県北支部研修旅行

日 程：令和6年9月28日(土)～9月29日(日)

場 所：千葉県

参加者数：8名

令和6年9月28日(土)、29日(日)の2日間、千葉県への研修旅行を行いました。

1日目はかつて採石が盛んだった富津市と鋸南町の境に位置する鋸山散策です。標高は329メートルとあまり高い山ではありませんが、山頂からは東京湾が一望でき素晴らしい景色を満喫しました。天気の良い日には富士山が望めるということですが、残念ながらこの日は見ることはできませんでした。昼食後に鴨川市で鯛の浦遊覧船に乗り、国指定特別天然記念物「鯛の浦鯛生息地」を見てホテルに到着しました。海が望める大浴場で疲れを癒し、海の幸の夕食で舌鼓を打ち、1日目を終えました。

翌日は外房の海岸線をひたすら走り成田空港近くの航空科学博物館を見学し、成田山門前にある旅館で昼食後、成田山新勝寺を参拝し帰途につきました。

この研修旅行に初めて参加された先生もおり、支部会員同士の親睦を深めることができ、有意義な2日間となりました。



ホテル前



鋸山の山頂



航空科学博物館



成田山門

行政書士制度広報月間 県北支部無料相談会

日 程：令和6年10月

場 所：東海村、高萩市、大子町、北茨城市

参加者数：約38名(相談者)

今年も10月に行政書士制度広報月間として県北支部4か所において無料相談会を実施いたしました。今年各会場とも例年になく多くの相談者が来場され、担当の先生方が丁寧に相談に応じておられました。また、東海村役場の会場には茨城放送がインタビューに来られ、黒澤先生が応対され行政書士の業務内容について

PRしていただきました。

各会場の実施日と担当された先生は下記の通りです。

- 10月16日(水) 東海村役場 黒澤先生、中庭先生
- 10月16日(水) 高萩市役所 大和田先生、石川先生、茂又通信員
- 10月23日(水) 大子町役場 大和田先生、古市先生、石川先生
- 10月29日(火) 北茨城市役所 大和田先生、石川先生、茂又通信員

(通信員 茂又 義徳)



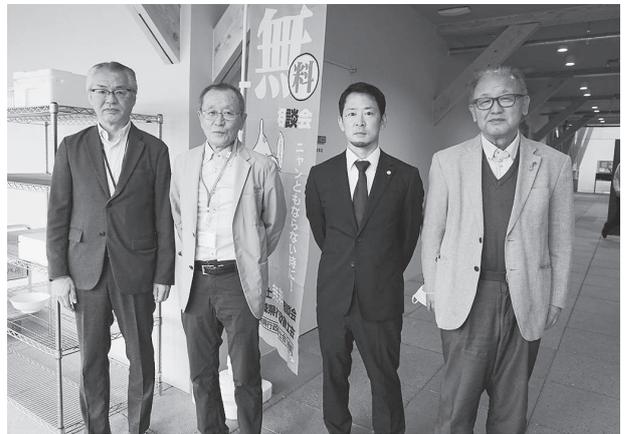
東海村の会場



高萩市の会場



大子町の会場



大子町役場 古川会長がお見えになりました



北茨城市の会場



茨城放送のインタビューの様子

鹿行支部



鹿行支部 無料相談会

日 程：令和6年10月5日(土)～10月28日(月)

場 所：鉾田中央公民館 他9会場

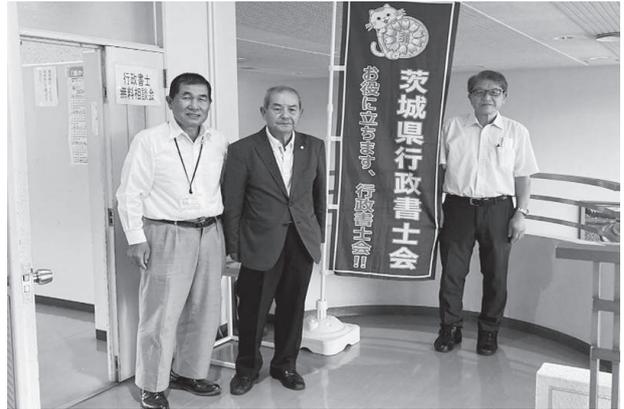
内 容：

行政書士制度広報月間無料相談会が、5日の鉾田中央公民館を皮切りに管内10カ所で実施されました。相談件数は合計36件（昨年25件）でした。相続遺言、

不動産関係の相談が多く、この2つで7割を占めました。鉾田中央公民館では、過去最高?となる7件の相談がありました。また、かみすフェスタ、秋の大収穫感謝祭（道の駅いたこ）のイベント会場内でも実施し、多くの来場者に行政書士の存在を含めPRすることができました。



新入会員の高須敏美先生（右から2人目）が初めて相談員として来てくれました。（行方市：あそ温泉白帆の湯「コテラス」）



色々な相談がありました。（鉾田市：大洋公民館）



ユキマサ君もかみすフェスタでPR。（かみす防災アリーナ）



大収穫感謝祭（道の駅いたこ）でPR。



毎年実施の鹿嶋市立大野ふれあいセンターにて。

鹿行支部 研修旅行

日程：令和6年11月24日(日)～11月25日(月)
場所：花貫溪谷、六角堂、茨城県天心記念五浦美術館、東日本大震災・原子力災害伝承館(福島県双葉町)、道の駅なみえ、いわき・ら・ら・ミュウ、御岩神社

出席者：9名

内容：今年度は、久しぶりの宿泊を伴う研修旅行を企画しました。丁度紅葉が見頃のベストシーズンであり、県内屈指の景勝地での紅葉狩りや美術鑑賞を堪能できました。旅情あふれる宿での夜は、忘年会も兼ねていたので、旬のあんこう鍋を食し、地元の美酒に酔い、カラオケを楽しみ親睦を深め合うことができました。翌日は、宿泊先のいわき湯本温泉郷(ここの紅葉は一段と綺麗でした。)から東日本大震災後の復興状況を見学する為、東日本大震災・原子力災害伝承館に向かいました。道々の景色は、紅葉が綺麗でしたが、現在でも、放射能計測装置が設定されていました。黒いフレコンバックの山と、あの時から時間が止まったままの建物がたくさ

んありました。伝承館に着き、最初のプロローグシアターで上映されている映像で、ナレーターを務めていたのは、令和6年10月17日に亡くなられた福島県出身の名優西田敏行さんでした。「発電所の廃炉作業は、まだまだ続いて、私が生きているうちに見届けられっかどうか。無理かもしれねえな。」その言葉に、涙ぐんでしまいました。廃炉作業は、事故から40年までの完了を目指していますが、高レベルの放射性廃棄物が、ウラン鉱石なみの放射能レベルになるまでの期間は、約10万年です。水素爆発が起きた時、この世の終わりだと思いました。あの時、作業に当たっていた方々、亡くなった方々、遺族、直ぐに帰ってこれるだろうと避難した方々等の気持ちを考えたら、胸が締め付けられました。それでも、新施設がオープンする等、復興は、少しずつ、進んでいるようです。

今回の旅も終わりに近づき、道の駅なみえといわき・ら・ら・ミュウで地元産品を購入し、御岩神社に復興祈願して帰路に着きました。

支部だより



旅館新つたの女将さんと一緒に記念撮影



東日本大震災・原子力災害伝承館にて

令和6年度 日行連関東地方協議会連絡会の開催報告

日時	令和6年9月27日(金) 午後1時30分～午後5時
場所	前橋市商工会議所会館
当番会	群馬県行政書士会
参加者	本会より古川会長、大澤総務部長、下条国土農地・建設部長、佐藤運輸交通部長、佐藤国際部長、永塚市民法務部長の計8名

今年度は会場の都合上、分科会と連絡会が別日で開催されました。開催された分科会は総務・建設・運輸・国際・市民法務の5つでそれぞれ本会の担当部長が出席しました。各分科会は、事前に行われたアンケートの回答を基に意見交換が行われ、各单位会の課題や事例紹介、今後の方向性など様々な提案も生まれました。

主な内容として、会長会では、空き家業務連絡会の設置についてや各自治体との協定締結についてなど。総務担当会では、一般倫理研修の未受講者対応や職務上請求書の払出や会務のデジタル化など。建設業務ではJCI P申請の状況や経審業務受託など。運輸業務では出張封印やOSSについてなど。国際業務ではオンライン申請や管理措置制度についてなど。市民法務関係業務では民事・家族信託や空き家・所有者不明土地対策、行政との連携など。その後の懇親会では、分科会の垣根を越えた情報交換と交流が積極的に行われ、連絡会が終了した後も交流促進が図れるものと思います。

最後に当番会として重責を担われた群馬県行政書士会の役員及び職員の方々には、行政書士試験や広報月間の準備も忙しい中、大変お世話になりましたことをご報告いたします。



会長会参加者一同



総務担当者会参加者一同



建設業務参加者一同



運輸業務参加者一同



国際業務参加者一同



法務業務担当者一同

令和6年度 日行連関東地方協議会連絡会の開催報告

日時	令和6年11月21日(木) 午後1時45分～11月22日(金) 正午
場所	ホテルグランビュー高崎
当番会	群馬県行政書士会
参加者	本会より古川正美(会長)、嶋田広一(副会長)、木村司(副会長)、橋本哲(副会長)、竹内崇(副会長)、増戸美幸(副会長)、若山民雄(副会長)、根本拓也(事務局長)8名。他、各単位会(東京、千葉、埼玉、神奈川、栃木、群馬、山梨、静岡、新潟、長野)役員、日行連役員等、日政連役員、合計92名
日程	1日目 13:45～ 開会式 14:30～ 講演会 演題「今、これからの災害に備えておくこと ～行政書士に出来ること～」 講師 防災システム研究所 所長 山村武彦様 16:30～ 日行連の当面の諸課題及び事業の説明 18:15～ 懇親会 2日目 9:00～ 全体会(日行連との連絡会等) 10:45～ 会長会及び事務局長会議

当番会である群馬県行政書士会の司会進行によりスタート。関東地方協議会の関口会長、群馬県行政書士会の古田島会長の挨拶に続いて、群馬県副知事の津久井 治男 様から来賓挨拶、日本行政書士会連合会の常任会長からご挨拶をいただきました。その後、各単位会の会長紹介が行われて開会式を終了。

続いて同会場において、研修会が開催されました。講師は、「防災のスペシャリスト」防災システム研究所 所長の山村武彦先生。演題は、「今、これからの災害に備えておくこと ～行政書士に出来ること～」年頭の能登半島地震等、災害が多発している昨今、非常事態や非常災害が発生した時、私達行政書士一人一人の真価が問われることを痛感しました。私自身、山室先生の講演を拝聴するのは三回目ですが、今回も新たな気付き(学び)があり、意義深いものとなりました。

研修会後のお楽しみである懇親会には、地元高崎市の富岡 賢治 市長が駆けつけてくださりました。地元のPRも兼ねたユニークな挨拶で、会場は大いに盛り上がりました。乾杯後は、単位会の垣根を越えた情報交換・交流が行われ、出席者同士の絆が強固なものとなりました。今後も交流促進が図れるものと思います。

2日目は全体会が行われました。事前に各単位会から日本行政書士会連合会へ提出された質問・要望への回答がありました。常任会長からは、行政書士制度の更なる普及拡大に向けての熱い想いが伝わってきました。また、日本行政書士政治連盟の井口会長からは、先の衆議院議員総選挙の総括、今後の活動予定について詳細な説明が行われました。

今般の連絡会を通じて、日行連・日政連、各単位会との情報交換・交流が促進され、行政書士会としての役割や課題、方向性を再確認できました。そして、今後、行政書士として担わなければならない役割と責任、社会の情報化に伴い、急速に進む変化へいかに対応すべきかを考える貴重な機会となりました。

最後になりますが、当番会として重責を担われた群馬県行政書士会の役員・職員の皆さまには準備、企画運営等々、大変お世話になりましたことをご報告し、心から感謝御礼申し上げます。

(副会長 竹内 崇)



守谷市長選挙 茨政連推薦候補者

選挙結果報告



ご当選 誠にめでとうございました

守谷市長選挙結果報告

本連盟推薦候補者の結果について報告いたします。ご当選を心よりお祝い申し上げますとともに、ご活躍をお祈りいたします。

告示日：令和6年11月10日 投開票日：令和6年11月17日

○松丸 修久 (まつまる のぶひさ) 無 現当3 当選

※推薦については令和6年9月30日(月)に開催された令和6年度第2回幹事会において決定したものです。

守谷市長松丸氏3選

継続訴え2新人破る

守谷市長選挙は17日投開票され、無所属で現職の松丸修久氏(70)が、無所属新人で市議の渡辺秀一氏(52)と梶岡香織氏(42)を破り、3選を果たした。当日有権者は5万6672人、投票率は52・14%(前回31・65%)だった。

午後10時半、当選の一報に松丸氏は「20年、30年先の守谷を決める事業が控えている。将来に向け道筋を付けた」と述べた。渡辺氏、梶岡氏は及ばなかった。市議補選(欠員2)も同日投開票され、開票作業は深夜まで続いた。(斉藤明成)

守谷市議補選開票(欠員2、開票率53・50%)

2700 沖本 佳人	70 共新
2800 上床 真澄	64 無新
5600 水盛いずみ	無新
4700 美好 敏正	41 48 無新

【松丸修久(まつまるのぶひさ)氏の略歴】市長当選3回 市議当選5回

(旧守谷町議含む)市長。同志社大卒。野木崎

守谷市長選挙は17日午後10時半ごろ、守谷市野木崎で開票された。3選を決めて万歳する松丸修久氏。

当12,459	松丸 修久	70	無現
9,161	渡辺 秀一	52	無新
7,686	梶岡 香織	42	無新

茨城新聞 令和6年11月18日

会員の皆様のご支援を今後も賜りますようお願い申し上げます。

筑西市長選挙候補予定者を推薦！！



(左から) 本連盟会員 小島信一候補予定者、古川会長

筑西市長選挙について、本連盟会員の小島信一候補予定者へ令和6年12月12日（木）に推薦状の交付を行いました。

なお、推薦状については令和6年12月6日（金）に第3回常任幹事会において決定したものです。会員の皆様のご支援をよろしくお願いいたします。

※推薦にあたり、候補者から本連盟へ行政書士制度推進のための努力等の政策協定書をいただいております。

政治連盟からのお願い



★ あなたのための政治連盟です！ご加入をお願いします！



政治連盟ってにゃーに？

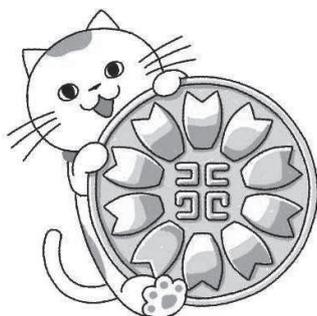
個々の行政書士が十分活動するには、**法改正**や行政書士の**職域の確保・拡大**と**社会的地位の向上**が必要となります。そのために、行政書士を支える組織です。

何をしているのにかにゃ？

山積された法案の中から、行政書士法改正案を優先的に取り上げていただくための活動をしています。**特定行政書士**、**一人法人化**、また、**申請取次行政書士**などが活動の成果です。**特定・申請取次行政書士**などは制度を活用されている方も多いのではないのでしょうか。



僕にもにゃにかできるかな？



是非ご加入ください！政治連盟の活動は、「**総ての行政書士のために**」であり、その成果の恩恵は「**総ての行政書士が平等に受ける**」ことにあります。つまり、**あなたのための**政治連盟です。どうかよろしくをお願いします。
年会費 4,800 円（月換算 400 円） をご負担いただいております。

★ すでにご入会の皆様へ。

いつもご理解ご協力をいただき、ありがとうございます。会費納入に関して振込のお忘れが多く、再通知に関しての事務負担増加や多額の郵送代が発生しております。便利なゆうちょ口座自動振替も対応しておりますので、是非ご変更ください。よろしくをお願いします。

自動振替に
チェンジ！



ご入会・お問合せはこちらまで。
茨城県行政書士政治連盟 029-305-3731
お待ちしております！

★補足

行政書士制度は、権利の拡大にのみ向かって、進んできたわけではありません。数多くの圧力や脅威に晒されてきました。その度、政治連盟は政治家に働きかけ、行政の応援を得て、社会正義実現のため、制度に不利益な法改正等が行われないよう運動を展開することで、私たちの職域や生活を守ってきたのです。そのために、いただいた会費は、特定の政党を応援するとかではなく、私たちの制度にご理解をいただける首長や議員を支援する活動費として利用させていただきます。行政書士制度と行政書士の限りない未来のために、ご理解ご協力の程、よろしくお願いたします。

第10回 人★インタビュー Season2

鹿行支部 神栖市 鈴木行政書士事務所

～鈴木 昌美先生インタビュー～



令和6年9月7日 鹿行支部祝賀会場内で先生と令婦人
(於：アトンプレレスホテル)



令和6年9月7日 御礼を述べられる鈴木先生

令和6年春の黄綬褒章を受章されました鈴木昌美先生にお話を伺うことが出来ました。鈴木先生は、昭和47年2月24日に茨城県行政書士会にご登録され、行政書士歴は52年以上です。茨城県行政書士会の副会長及び理事並びに鹿行支部の支部長及び理事として、行政書士会の発展に大きくご貢献されました。これまでも茨城県議会議長より感謝状（令和元年）を、総務大臣（平成14年）、茨城県知事（平成22年）、日本行政書士連合会会長（平成4年・平成12年）、茨城県行政書士会会長（平成20年）より、表彰状を授与されています。半世紀以上にわたる貴重な経験をお聴きするチャンスはあまりないため、通信員冥利に尽きます。

(聴き手 通信員 青山 里美)

【通信員】 現在は、インターネットで調べれば、大体のことは分かり、申請書もダウンロード出来、記載例や添付書類も載っています。また行政書士の先輩や役所の方も親切に教えてくれます。鈴木先生が開業した当時は、インターネット等なかったと思いますが、どのように業務を行っていたのですか？

【鈴木先生】 申請書や提出先が分からない、添付書類も分からない、締切日も分からない、何の法律かも分からない、役所で聞いて、参考書を買って、役所の人が先生でした。コピー機もない、ワープロもない、FAXもない、電話が1台。手書きで、コピーは青焼き、ガリ版で印刷して、間違えたら、

やり直し。申請書は1部しかないから、烏口で線を引いて、自分で申請書を作って、計算機もないから、そろばんを使って。お昼に話を聞き、夜なべで仕事、土日もない。何年か後に、計算機が出たが50万円、ワープロは200万円だったと記憶しています。

【通信員】 今では考えられないくらい、大変そうですね。鈴木先生は、茨城県行政書士会の役員もやっていたらっしゃいましたが、水戸に行くのに、どの位かかりましたか？

【鈴木先生】 鉾田の先生を乗せて、波崎から約2時間半位かかりました。常澄から先は舗装されていたけど、あとは砂利道。当時の日当は1,500円か



和室でインタビューさせていただきました。

2,000円。結構、集まりがありました。。

【通信員】 遠いところから、砂利道で大変です。当時の行政書士の人数や認知度はどんな感じでしたか？

【鈴木先生】 看板を出している人はいたが、実際にやっている人は、銚田にはいたが、旭（旧旭村）にはいなかったかな。潮来も鹿嶋もいない、波崎は他にいなかった。先輩がいないから、誰も聞ける人がいなかった。代書屋って言えば通じました。司法書士も代書屋と呼ばれてました。

【通信員】 そんなに、少なかったのですね。ところで先生、健康で、長く活躍出来る秘訣は何ですか？

【鈴木先生】 食べ物には、気を付けています。あまり肉は食べないで、野菜をたくさん食べています。スムージを飲んでます。

【通信員】 スムージ、おしゃれですね。ご趣味は何ですか？

【鈴木先生】 本を読むこと。

【通信員】 たくさんの本を読むから、知識が深いのですね。一緒に仕事をされている康弘先生とは、意見の違いなどで対立などはないのですか。

【鈴木先生】 意見の違いはありますが、あちら（康弘先生）は慎重派、こちちは、何でも、やっちゃ性格のところがあるかなと思います。。

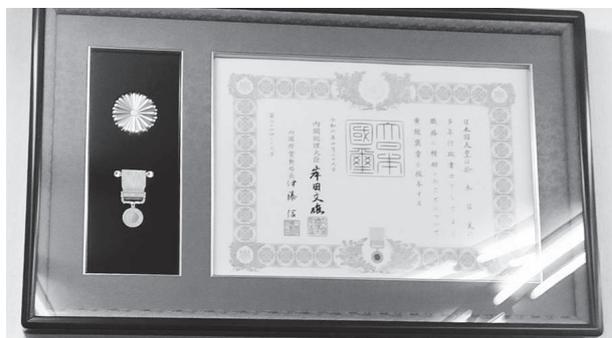
【通信員】 この度の黄綬褒章を受章するにあたり、日本行政書士会連合会や皇居での天皇陛下拝謁もあり、とてもお気を遣われたかと思いますが。

【鈴木先生】 ホテルでの会食や宿泊、皇居での拝謁、写真撮影など緊張の連続でした。終わってからも親戚や知人、そして鹿行支部での祝賀会と次々にお祝いを受け、家内とともに忙しい日々を送りました。

【通信員】 先生、大変お疲れ様でした。今日は、お時間を取っていただき、多岐にわたるお話をありがとうございました。

この他にもたくさん参考になるお話を聴くことが出来ました。従業員の給与や福利厚生面のことをはじめ、私が、あちこちにある某会社の難しそうな許可は、どんな行政書士がやっているのかな？東京あたりの大きな事務所がやっているのかな？って勝手に想像していたのが、実は鈴木先生がやったものだと思った時には、びっくりしました。九州は遠いから断ったけど、北海道や新潟等、あちこちに業務で行ったそうです。インターネットの普及していない時代に、鈴木先生は、口コミで、たくさんの業務を依頼されたのだらうなと思いました。また、後輩会員の相談に乗り、県庁を退職して、行政書士になった方等は、波崎に泊りがけで来たそうです。多くの会員は、鈴木先生という道しるべが、いらっしゃったからこそ、やってこれたのかなと思いました。

今回もたくさんの資料を頂き、他の会員と競争してもしょうがないからと、知らなかった申請も教えて頂きました。鈴木先生は、鹿島臨海工業地帯の発展もあり、数えきれないほどの許認可等に携わってきたと思います。インタビューも長くなり、辺りはすっかり暗くなりましたが、帰りの道すがら、鈴木先生は、どのくらい業務に関与しておられるのかな？これからの行政書士の置かれる環境は50年後、どうなっているのかな？と想像したら、見慣れた景色が違った景色に見えました。鈴木先生、本当にありがとうございました。



事務所に飾られている黄綬褒章の額

公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター茨城県支部からのお知らせ (コスモスいばらき)

コスモス無料相談会の開催

- 1 開催日：令和6年10月26日(土)・27日(日)
- 2 場所：水戸市民会館（水戸市泉町）
- 3 概要：茨城県行政書士会水戸支部と合同で、コスモス無料相談会を開催しました。



- 1 開催日：令和6年11月24日(日)
- 2 場所：憩いの場所 みみずく（水戸市平須町）
- 3 概要：水戸市平須町で行われた民間のイベントで、コスモス無料相談会を開催しました。（主催：有限会社つばきネットワーク）野外で相談会を行うということで色々心配しておりましたが、当日は天気にも恵まれて、イベント会場には予想以上にたくさんの方々が来場されていました。

コスモス相談ブースには、相続や、農地に関する相談があり、イベント主催者からも感謝のお言葉をいただきました。



エンディングノートの書き方講座

- 1 開催日：令和6年10月30日(水)
- 2 場所：霞ヶ浦コミュニティセンター（旧あじさい館）
- 3 受講者：約20名
- 4 概要：オリジナルエンディングノートを使用した無料公開講座を開催しました。（主催：かすみがうら市消費生活センター）コスモス若山副支部長が講師を務め、エンディングノートの活用方法について、市民に分かりやすく解説をしました。



エンディングノートの書き方講座

- 1 開催日：令和6年11月8日(金)
- 2 場所：大子町役場（2階大会議室）
- 3 受講者：約20名
- 4 概要：オリジナルエンディングノートを使用した無料公開講座を開催しました。（主催：大子町消費生活センター）コスモス原田支部長が、エンディングノートの活用方法や相続、遺言などについて具体例を挙げて解説をしました。



- 1 開催日：令和6年11月23日(土)
- 2 場所：ツクイ・サンフォレスト水戸（水戸市中央）
- 3 概要：施設利用者と、ご家族を対象にコスモス原田支部長が、エンディングノートの活用方法と遺言、相続、死後事務、墓じまいの方法などについて、詳しく解説をしました。（主催：株式会社ツクイ）



大子町成年後見制度利用促進協議会

- 1 開催日：令和6年10月28日(月)
- 2 場所：大子町役場2階大会議室（一部ZOOM使用）
- 3 概要：令和6年度第2回大子町成年後見制度利用促進協議会が開催され、基本計画等について協議が行われました。コスモスからは協議委員として原田支部長が出席。

コスモス定時総会・支部長会議

- 1 開催日：令和6年10月30日(水)
- 2 場所：東京都港区虎ノ門タワーズオフィス6階
- 3 参加者：1748名（委任状含む）
- 4 概要：コスモス定時社員総会が開催され、閉会後に支部長会議が行われました。全国42支部の各代表が複数のグループに分かれて、支部の活動報告や、課題などについて協議しました。本部からは、現在コスモスで受任中の法人後見について報告があり、法人後見についての考え方や受任の流れについて説明がありました。

コスモスいばらき役員会議

- 1 開催日：令和6年11月8日（金）ZOOM使用
- 2 参加者：9名（委任状含む）
- 3 概要：支部の今後の方針や現在の課題について協議がされました。また「将来的には、茨城県支部でも法人後見を受任できるようにしたい。」と全役員で意見が一致しました。

新入会員の紹介

Question!

- ① 行政書士になった動機はなんですか？
- ② 開業したらどんな業務を中心にやっていますか？
- ③ 趣味・特技はなんですか？

水戸支部



おおはた かずあき
大畑 和明

※ Answer! ※

- ① 保険業務と関連して将来的に必要性があるため
- ② 相続・遺言を中心に機会があれば取次申請など
- ③ 釣り・旅行

水戸支部



かきた みか
垣田 美香

※ Answer! ※

- ① 日常の困り事を法律面でサポートしたいと思ったから
- ② 農転等の登記に伴う許認可、死後事務委任契約
- ③ 御朱印集め、ボランティア

県西支部



まるやま ゆうすけ
丸山 勇介

※ Answer! ※

- ① 仕事の幅を広げるため
- ② 成年後見、相続・遺言等
- ③ ドライブ、サイクリング

新入会員

会員番号 入会年月日	登録番号 登録年月日	氏名	事務所所在地・電話番号	事務所名	備考
3602 R6.10.2	24112722 R6.10.2	おおはた かずあき 大畑 和明	〒311-3112 東茨城郡茨城町大字常井482番地 電 029-292-2818	大畑和明行政書士事務所	
3604 R6.11.1	24113138 R6.11.1	かきた みか 垣田 美香	〒310-0024 水戸市備前町1番32-101号 電 029-221-2343	小祝行政書士事務所	
3605 R6.11.15	24113347 R6.11.15	まるやま ゆうすけ 丸山 勇介	〒309-1114 筑西市細田25番地2 電 0296-21-8015	行政書士丸山事務所	

ご逝去された会員

謹んでご冥福をお祈り致します。

ご逝去日	会員名	事務所所在地
令和6年10月27日	日向 隆三	つくば市森の里82番地9

退会された会員

お疲れさまでした。

抹消届受理年月日	会員名	事務所所在地
令和6年8月25日	神代 隆一	日立市平和町1丁目1番13号
令和6年11月26日	松田 巖	坂東市岩井1205番地6
令和6年11月28日	森木 孝司	つくば市桜3丁目28番地13

変更届 単位会変更含む

受理年月日	会員名		事務所所在地	電話番号	事務所名
R6.10.18	生井 隆司	旧		090-4120-2487	八千代行政書士事務所
		新		0296-45-7031	八千代行政書士法人
R6.10.31	小久保武司	旧		0297-33-9350	
		新		090-2203-7864	
R6.11.1	橋本 哲	旧	〒310-0062 水戸市大町1丁目2番33号 2F3階301号室		
		新	〒310-0064 水戸市栄町2丁目6番38号		
R6.11.28	都 優介	旧	〒306-0023 古河市本町一丁目10番4号	0280-33-3780	ハレルヤ行政書士法人
		新	〒306-0023 古河市本町一丁目3番15号 カルメ州古河本町207号室	070-3521-3853	都行政書士事務所
R6.11.29	飯島 岩夫	旧	〒315-0101 石岡市大増字下根521番1	0299-56-7745	
		新	〒315-0101 石岡市大増632番地	090-1815-7641	

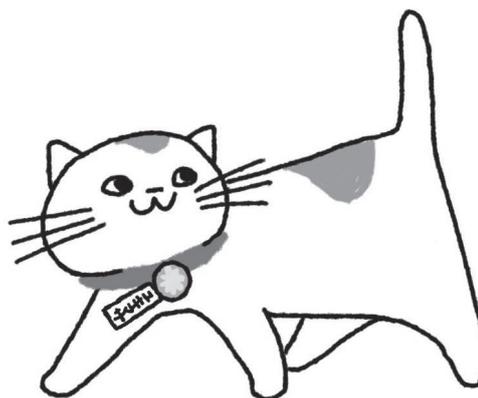
法人会員

設立年月日	内容	法人名	主たる事務所所在地	社員
令和6年10月1日	法人の設立	八千代行政書士法人	結城郡八千代町栗野230-3	生井 隆司

現在会員数

令和6年11月30日

	個人会員	法人会員
水戸支部	301	23
県南支部	424	
県西支部	281	
県北支部	106	
鹿行支部	95	
合計	1,207	23



本会の動き (主なもの)

マンスリーレポート

令和6年10月～令和6年12月

※太字：本会主催 細字：本会として参加

令和6年10月9日 (水)	○建設業許可よろず相談会 (土浦土木事務所) ※毎週水曜日
令和6年10月11日 (金)	○保健風営部業務研修内容打合せ (行政書士法人ハーモニー水戸事務所) ○第6回正副会長会議 (本会事務局) ○デジタル化推進計画策定ワーキングチーム第7回打合せ会 (本会事務局及びZoom)
令和6年10月15日 (火)	○法教育推進委員会第3回委員会 (本会事務局) ○国土農地・建設部第2回業務研修会 (開発公社会議室) ○国土農地・建設部第3回部会 (本会事務局)
令和6年10月16日 (水)	○運輸交通部茨城県警との打合せ (茨城県警察本部) ○広報・監察部県北支部茨城放送出演 (東海村役場) ○運輸交通部第1回実務研修会 (開発公社会議室) ○古河創業支援ネットワーク創業支援セミナー (COKOGA OFFICE)
令和6年10月17日 (木)	○広報・監察部季のきらめきVOL.19取材 (筑西市内) ○令和6年度第3回補助者研修会 (開発公社会議室) ○職務上請求書払出日 (本会事務局) ○令和6年度暴力追放茨城県民大会 (ザ・ヒロサワ・シティ会館)
令和6年10月20日 (日)	○特定行政書士委員会法定研修考査 (開発公社会議室)
令和6年10月21日 (月)	○建設業許可よろず相談会 (筑西土木事務所) ※毎週月曜日
令和6年10月22日 (火)	○市民法務部日本政策金融公庫主催本会共催ソーシャルビジネスセミナー (茨城県産業会館) ○法教育推進委員会水戸市立上中妻小学校との出前講座事前打合せ
令和6年10月23日 (水)	○封印管理委員会封印受領証払出日 (本会事務局)
令和6年10月24日 (木)	○ひたちなか市立田彦小学校での出前講座
令和6年10月25日 (金)	○法教育推進委員会東京都行政書士会との意見交換会 (東京都行政書士会館)
令和6年10月26日 (土)	○行政書士試験事前説明会 (駿優教育会館)
令和6年10月28日 (月)	○令和6年度中間監査 (本会事務局) ○10月度登録証交付式 (開発公社会議室) ○水戸市立上中妻小学校での出前講座
令和6年10月29日 (火)	○水戸市立上中妻小学校での出前講座 ○関地協主催 外国人を対象とした無料相談会 (東京出入国在留管理局) ○保健風営部第1回業務研修会 (開発公社会議室)
令和6年10月30日 (水)	○古河市との災害協定締結 (古河市役所) ○広報・監察部第10回部会 (本会事務局)
令和6年10月31日 (木)	○鹿児島県行政書士会会長との産業廃棄物処理審査業務に関する打合せ (本会事務局)
令和6年11月5日 (火)	○市民法務部第5回部会 (本会事務局) ○国土農地・建設部茨城県土木部監理課との意見交換会 (茨城県庁)
令和6年11月7日 (木)	○会員指導委員会第8回委員会 (本会事務局) ○職務上請求書払出日 (本会事務局)
令和6年11月10日 (日)	○令和6年度行政書士試験 (駿優教育会館)
令和6年11月11日 (月)	○日本弁護士連合会及び関東弁護士連合会共催中小企業支援に関する意見交換会 (ホテルテラスザガーデン水戸)

本会の動き (主なもの)

マンスリーレポート

令和6年10月～令和6年12月

令和6年11月15日 (金)	○広報・監察部第11回部会 (本会事務局) ○市民法務部第2回業務研修会 (開発公社会議室)
令和6年11月18日 (月)	○国土農地・建設部古河市農業委員会窓口立会調査 ○運輸交通部茨城県警との打合せ (茨城県警察本部) ○古河創業支援ネットワークよろず相談会 (COKOGA OFFICE)
令和6年11月19日 (火)	○下妻市立大宝小学校での出前講座 ○関東地区土地政策推進連携協議会令和6年度講習会 (第2回) (Microsoft Teams) ○総務部第7回部会 (本会事務局)
令和6年11月21日 (木)	○日行連関東地方協議会連絡会 (ホテルグランビュー高崎) ～22日 ○第7回正副会長会議 (ホテルグランビュー高崎) ○職務上請求書払出日 (本会事務局)
令和6年11月22日 (金)	○令和6年度第3回日行連関東地方協議会会長会議 (ホテルグランビュー高崎) ○日行連関東地方協議会事務局長会議 (ホテルグランビュー高崎) ○令和6年度茨城県八士会士業交流会 (ホテルレイクビュー水戸)
令和6年11月24日 (日)	○令和6年度下妻市総合防災訓練 (フィットネスパーク・きぬ)
令和6年11月25日 (月)	○11月度登録証交付式 (開発公社会議室) ○日行連福祉関係業務担当者会議 (Zoom)
令和6年11月26日 (火)	○国際部第2回業務研修会 (開発公社会議室)
令和6年11月27日 (水)	○栃木県行政書士会 産業廃棄物収集運搬業特別研修会 (コンセーレ) ○申請取次行政書士管理委員会第4回届出済証明書新規交付研修会 (開発公社会議室) ○封印管理委員会封印受領証払出日 (本会事務局)
令和6年11月28日 (木)	○第9回行政不服審査交流会 (一橋大学) ○令和6年度神奈川県行政書士会国際部主催研修会 (Microsoft Teams) ○経済安全保障セミナー (Webex) ○(一社)茨城県産業資源循環協会との意見交換会 (中川楼)
令和6年11月29日 (金)	○保健風営部業務研修会講師派遣依頼状の交付及び打合せ (茨城県庁) ○常総市立三妻小学校での出前講座
令和6年12月2日 (月)	○建設業許可よろず相談会 (水戸土木事務所)



会員指導委員会より

■会費の納入について（お願い）

下記日程にて納入して頂きます。お忘れのないよう宜しくお願い申し上げます。
※令和7年4月から会費請求月と会費引落日が変わります。

自動引落しで納入している会員

- ・4月21日(月)に引落します。口座残高確認をお願いします。残高不足で引落しが出来なかった場合には、5月20日(火)に再度引落としさせていただきます。

振込用紙により納入している会員

- ・郵便振替払込票により4月30日(水)までに、必ず下記口座へお振り込み下さい。
- ・口座番号 00120-0-85236 加入者名 茨城県行政書士会

第1期 4月	第2期 8月	第3期 12月
自動引落 4月21日引落 (再引落5月20日)	自動引落 8月20日引落 (再引落9月22日)	自動引落 12月22日引落 (再引落1月20日)
振込用紙での納付 4月30日納期限	振込用紙での納付 8月31日納期限	振込用紙での納付 12月31日納期限

- ※令和7年4月は会費の第1期納入月です。
- ※会費の未納がある場合は、翌期に合算して請求しています。第4期分の会費が未納の方は至急手続きをお願いします。
- ※常陽銀行本店口座へお振り込みも可能です。ただし振込手数料は会員負担となりますことをご理解願います。

常陽銀行 本店 普通 口座番号 0128690 茨城県行政書士会
ご依頼人の「氏名」と併せて「カイヒ」と挿入してご入力ください。

■茨城県行政書士会及び茨城県行政書士政治連盟の会費自動引落し制度の加入について

本会及び茨政連では、振込手数料が無料となる会費の自動引落しを推奨しております。
口座自動引落し（ゆうちょ銀行のみ）による会費納入を希望される方は、「登録番号」と「会員名」を記入のうえ、本会事務局までFAX（029-305-3732）又はe-mail（info@ibaraki-gyosei.or.jp）へご送信下さい。折り返し、正式な申込書一式を送付させていただきます。

■登録事項変更手続きについて

本会から会員の皆様への郵便物が宛先不明で返送されたり、電話不通により重要なお連絡が届かないことがおきないように、事務所の所在地・電話番号等に変更が生じた場合、速やかに変更の手続きをお願いいたします。

なお、申請様式や必要書類の情報は本会のホームページ（[\[会員専用ページ\]](#)にログイン▶[\[各種手続\]](#)▶[\[会員情報\]](#)▶[\[変更（移転・名称変更など）\]](#)）から入手できますので、ご利用下さい。また、事務局へご連絡頂ければ郵送でも手続きのご案内と申請書の送付をいたします。

■補助者の届出（新規登録・変更・抹消）について

補助者を設置する場合は、雇用する日の10日前までに届出が必要となり、受理後に補助者証を交付します。
なお、届出書や必要書類の情報は本会のホームページ（[\[会員専用ページ\]](#)にログイン▶[\[「各種手続」\]](#)を選択▶[\[補助者届出書\]](#)）から入手できますので、ご利用下さい。また、事務局へご連絡頂ければ郵送でも手続きのご案内と申請書の送付をいたします。

申請取次行政書士管理委員会より

■申請取次業務における「届出済証明書」の更新届出について

「届出済証明書」の有効期限満了月の2ヶ月前より前月末日までに必要書類を添えて、茨城県行政書士会事務局に提出して下さい。「届出済証明書」の更新には、必ず1回以上、日本行政書士会連合会主催の「申請取次実務研修会」と、茨城会主催の申請取次行政書士研修会の両方を受講することが必要です。なお、有効期限切れの証明書は東京入管に返還となりますので、事務局までご返却下さい。

※日行連主催の「申請取次実務研修会」の日程は「日本行政」に掲載されています。

有効期限	申請メ切
令和7年2月末日	令和7年1月31日
令和7年3月末日	令和7年2月28日

◆申請手数料（新規・更新） **5,000円**

◆支払い方法

- ① **口座振込** 常陽銀行 本店 普通 口座番号 0128690 茨城県行政書士会
 ② **事務局窓口支払い** ③ **現金書留**

事務局より

■茨城県行政書士会及び日本行政書士会連合会ホームページのログインについて

①茨城県行政書士会ホームページ

「[会員専用ページ](#)」へのログイン・パスワードのお問い合わせは「**登録番号**」と「**会員名**」をメール本文に入力して本会事務局（pswd@ibaraki-gyosei.or.jp）へメールでお問い合わせ下さい。

■メールマガジンの登録について

本会から会員の皆様への会員用情報メール一斉配信サービスにて、各省庁・茨城県庁・各市町村からの通知や研修会のご案内などの最新情報を随時配信します。茨城県行政書士会公式ホームページ（<https://www.ibaraki-gyosei.or.jp/>）にアクセスし、「[会員専用ページ](#)」にログイン▶「[メールマガジン登録](#)」よりご登録お願いいたします。

■配送経費削減へのご協力について

隔月刊発行の「行政いばらき」と年2回発行の「季のきらめき」については、会員の皆様をはじめ行政機関や金融機関、関係団体等にお送りしておりますが、郵便料金や宅配便料金の値上げ等により配送経費の増大が見込まれております。

つきましては、「紙印刷版」の配送数削減にご協力いただける会員の方は、「登録番号」と「会員名」、「紙印刷版の配送はらない」旨をメール（koho@ibaraki-gyosei.or.jp）またはFAX（029-305-3732）にてご連絡をお願いいたします。

複数部数が配送されている事務所において、配送数削減にご協力いただける場合は必要部数のご連絡をお願いいたします。

なお、「行政いばらき」及び「季のきらめき」は、本会のホームページに「電子版」を掲載しておりますのでダウンロードして保存いただくことが可能です。

また、メールマガジンをご登録いただいている会員の方には、掲載したタイミングでメール配信を行っておりますので、メールマガジンのご登録もお願いいたします。

■会報「行政いばらき」の原稿メ切案内

- ・原稿の締切日 4月号：2月3日（月）
6月号：4月7日（月）
- ・原稿はメール（koho@ibaraki-gyosei.or.jp）または FAX：029-305-3732へご送信下さい。

各種執務用品等の販売

事務局では下記の執務用品等を販売しております。

ご購入を希望される方は、申込書に必要事項を記載の上、お申込み下さい。

商 品 名	金額 (税込)	備 考
① 請求書・領収証	900円	B 5 サイズ・25組 インボイス対応
② 領収証	600円	B 6 サイズ・50組 インボイス対応
③ 事件簿	300円	A 4 サイズ・50枚
④ 行政書士徽章 (バッジ)	4,200円	ネジ式またはピン式
⑤ 特定行政書士バッジ	1,000円	ピン式
⑥ 補助者徽章 (バッジ)	1,500円	ネジ式またはピン式
⑦ ユキマサ君バッジ	600円	ピン式
⑧ 茨城県行政書士会会則・規程集	1,000円	
⑨ 行政書士向け書籍	定価の約10%引き	事務局に見本があるものに限る
⑩ 『風俗営業許可申請・届出手引書』	600円	平成29年3月発行 (新訂版)
⑪ 行政書士活用ガイド 「頼れるユキマサ君」 日本行政書士会連合会作成	1,500円	1セット 50部 (30円/部)
⑫ 新本会リーフレット 茨城県行政書士会作成	500円	1セット 50部 (10円/部)

注 文 書

茨城県行政書士会 宛

・ 会員氏名 _____ ・ 電話番号 _____

・ 申込商品 商品名 _____ 数量 _____

・ 受領方法 郵 送 _____ 事務局引き取り _____ どちらかに○をつけてください。

※送料は実費を負担していただきます。ゆうちょ銀行の払込取扱票を商品と一緒に送付いたします。

申込方法 FAX : 029-305-3732 または メール : info@ibaraki-gyosei.or.jp

建設

KENSETSU

未来 通信

茨城県を網羅する

「建設総合紙」(日刊)を発行

茨城県内の建設関連情報を網羅する「建設総合紙」を日刊で発行しております。企業利益に繋がる発注・計画記事、民間建築情報をはじめ、国・茨城県・市町村等の予算、人事、工事や業務委託・役務等の入札落札情報から企業や団体の事業活動など幅広い情報をハード、ソフト面にわたり提供しております。受注機会の増大・確保、営業戦略、新規顧客の開拓など企業様の役立つ情報を日々、お届けしております。月額購読料は5500円(税別)、コロナ禍で電子版は無料。スマホから入手できるWeb版も無料サービスです。

～建設業とともに未来を築く～

株式会社 建設未来通信社

〒310-0852 茨城県水戸市笠原町1523-3 桂ビル2階
TEL.029-291-8855 FAX.029-291-8854
<http://www.kensetsumirai.co.jp>
[E-mail]info@kensetsumirai.co.jp

向洋は生活支援企業として人類の幸福の為に地球環境を考えます



KOHYO LIFEICS

LIFE LOGISTICS

ライフイックス 生活 後方支援
LIFEICS は「LIFE LOGISTICS」の造語です。

廃棄物処理業・物流業・旅行業・総合建設業

旅行業 インバウンド業務 - 外国人旅行者の受け入れ



株式会社向洋

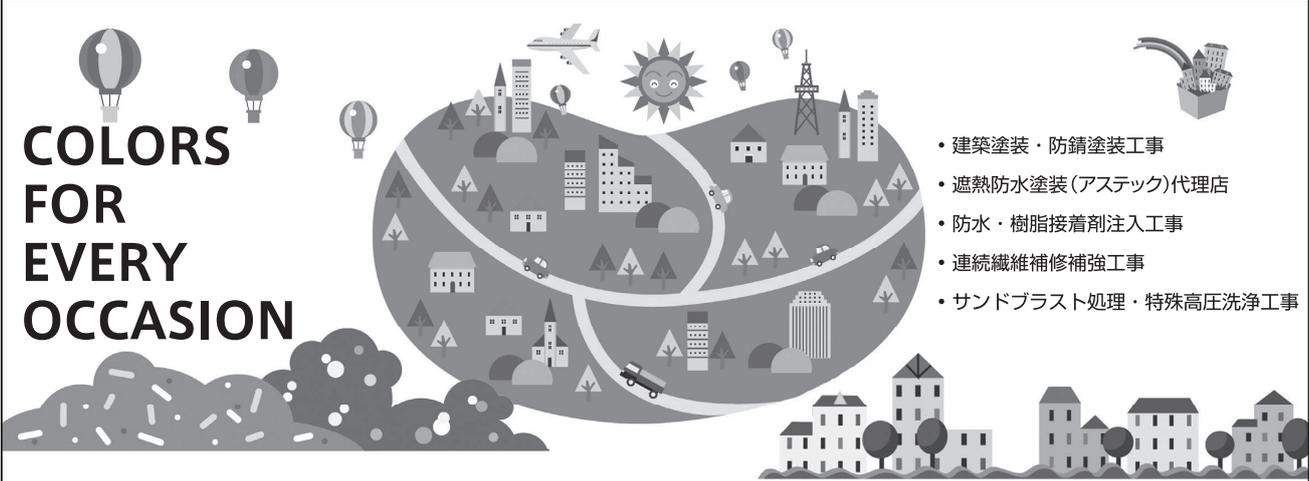
本社：茨城県北茨城市関南町神岡下219-6
TEL0293-46-4711 FAX0293-46-6321
E-mail:exp@kohyoline.co.jp

東京支店

いわき営業所

Kair 向洋航空 北茨城店

<http://www.kohyoline.co.jp>



**COLORS
FOR
EVERY
OCCASION**

- 建築塗装・防錆塗装工事
- 遮熱防水塗装(アステック)代理店
- 防水・樹脂接着剤注入工事
- 連続繊維補修補強工事
- サンドブラスト処理・特殊高圧洗浄工事

S (株)サトウ塗工社

水戸本店 〒310-0852 茨城県水戸市笠原町 1227-4
TEL.029-305-5230 FAX.029-305-5231
茨城本社 〒311-3121 茨城県東茨城郡茨城町谷田部 1027-1
TEL.029-291-1909 FAX.029-292-9525
E-mail tokousya@satou-penkiya.com

暴力のない安全で住みよい茨城県の実現のため

**「三^ツない運動 + 1」の推進を
しましょう**

<p>暴力団を「利用しない」</p> <p>全てを「金づるにする」それが暴力団の姿勢です。</p>	<p>暴力団を「恐れない」</p> <p>恐れは「誤ったイメージから」恐れることは暴力団を助長させる。</p>	<p>暴力団に「金を出さない」</p> <p>金が「腐れ縁の元」暴力団を支援・容認することになる。</p>	<p>暴力団と「交際しない」</p> <p>実際は「暴力団の活動を助長」暴力団はあらゆる機会を狙って近づいてくる。</p>
--	--	--	--

お困りのときは、**茨城県行政書士会**へ

日刊建設新聞
The Nikkan Kensetsu Shimbun

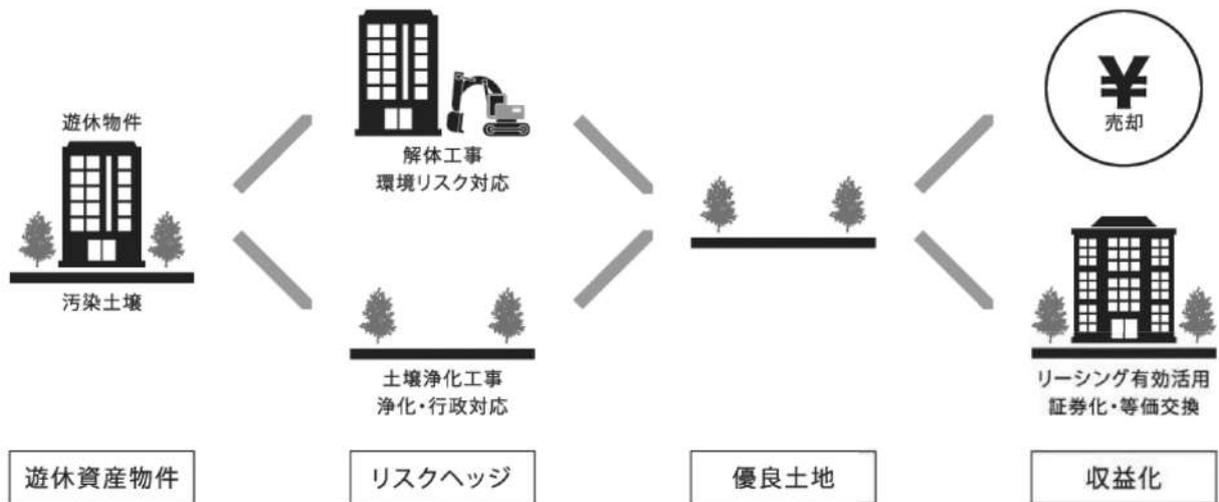
株式会社 日本建設新聞社

代表取締役社長 羽井野 昌才

水戸総局 茨城県水戸市南町2-5-24 榎澤ビル2F
TEL029-227-4551 FAX029-227-4555
E-mail:jcp-mito@jcpress.co.jp

東京本社／千葉総局／宇都宮総局／仙台総局

利用価値のある不動産を市場に戻すことが「大洋の使命」です
環境対策工事のスキルを活かしリスクヘッジから収益化まで一元化



株式会社 大洋

本社 〒310-0851 茨城県水戸市千波町1950ウェーブ21ビル3階
東京本店 〒104-0033 東京都中央区新川2-28-1新川スクエア3階
リサイクル工場 〒314-0127 茨城県神栖市木崎59-1

www.taiyo-group.com

tel 029-305-3321 fax 029-244-2151
tel 03-6228-3777 fax 03-6228-3778
tel 0299-95-6370 fax 0299-95-6371

大洋G P

検索



建設業の 未来を拓く。

日本工業経済新聞社は、 「生活空間の新たな流れ」を創ります。

弊社は、建設産業界の報道機関として永年にわたり、関東甲信越1都9県の地域経済に根付き、「各県版の建設新聞」の発行はもとより、各種セミナー事業や書籍、インターネットによる記事や入札データなどを提供しています。また、専門新聞の媒体特性を活かし、官公庁や建設団体など多方面から高い評価を得ており、「建設業の未来を拓く」という大きな役割を担っております。

株式会社 日本工業経済新聞社 水戸支局

〒310-0852

茨城県水戸市笠原町978-25 茨城県開発公社ビル内
TEL.029-301-1055 FAX.029-301-1066

◆ 編集後記 ◆

新年明けましておめでとうございます。
昨年1年間「行政いばらき」と「季のきらめき」の発行にご協力いただき、誠にありがとうございました。
勉強不足の為に多大なご迷惑をお掛けしました事を心よりお詫び申し上げます。
今年も会員の皆様にとって有意義な情報を発信できるように努めてまいります。
世の中の「ペーパーレス化」の流れに伴い、本会でも順次デジタル配信のみに移行していく準備を進めているところです。
ご理解とご協力の程、どうぞ宜しくお願い致します。

(広報・監察部副部長 大嶋 薫)

隔月・偶数月発行

発行所 〒310-0852 水戸市笠原町978番25
茨城県開発公社ビル5階

茨城県行政書士会

TEL (029) 305-3731

FAX (029) 305-3732



発行者	会 長	古川 正美
編 集	担当副会長	竹内 崇
	広報・監察部	澁谷 輝男
		齊藤 強
		大嶋 薫

印刷所 株式会社高野高速印刷

令和7年 **新春交流会のお知らせ**

茨城県行政書士会・茨城県行政書士政治連盟

開催日 令和7年2月22日(土) 午後1時45分より

会場 水戸京成ホテル 2階 瑠璃の間
水戸市三の丸1-4-73 TEL 029-226-3111

参加費 会員は**無料**

申込締切 令和7年2月7日(金)

申込方法 別紙申込書かQRコードにてお申込み下さい




このポスターは、**宝くじ**の社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。




**行政書士は
頼れる街の
法律家**



伊原六花

そうだ、
行政書士に
相談しよう!

行政書士は、さまざまな許認可や届出、遺言や相続、契約などの相談から書類作成まで全力でサポートします!

日本行政書士会連合会
Japan Federation of Certified Administrative Procedures Legal Specialists Associations

茨城県行政書士会

後援：**総務省
茨城県**



毎年10月は行政書士制度広報月間です。